

長野地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 課税処分取消請求事件

国側当事者・国(伊那税務署長)

平成21年11月20日一部認容・控訴

判 決

原告	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	毛利 正道
被告	国
同代表者法務大臣	千葉 景子
処分行政庁	伊那税務署長 清澤 清
被告指定代理人	磯村 建
同	馬田 茂喜
同	大河原 照男
同	武田 卓也
同	北澤 直矢
同	浅輪 恵理
同	中坪 敬治
同	永塚 光一
同	山崎 康裕

主 文

1 本件訴えのうち、次の部分をいずれも却下する。

伊那税務署長が原告に対して平成17年12月27日付けでした

- (1) 平成13年5月1日から平成14年4月30日までの事業年度分の法人税の更正処分のうち裁決により取り消された部分及び所得金額377万6620円、納付すべき税額82万0200円を超えない部分、並びに、重加算税の賦課決定処分のうち裁決により取り消された部分
- (2) 平成14年5月1日から平成15年4月30日までの事業年度分の法人税の更正処分のうち裁決により取り消された部分及び所得金額3795万8393円、納付すべき税額1167万2900円を超えない部分、並びに、重加算税の賦課決定処分のうち裁決により取り消された部分
- (3) 平成15年5月1日から平成16年4月30日までの事業年度分の法人税の更正処分のうち裁決により取り消された部分及び所得金額1536万7443円、納付すべき税額396万6200円を超えない部分、並びに、重加算税の賦課決定処分のうち裁決により取り消された部分
- (4) 平成13年5月1日から平成14年4月30日までの事業年度分の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、消費税の納付すべき税額1144万1800円を超えない部分、地方消費税の納付すべき譲渡割額286万0400円を超えない部分
- (5) 平成14年5月1日から平成15年4月30日までの事業年度分の消費税及び地方消費税の

更正処分のうち、消費税の納付すべき税額1194万5900円を超えない部分、地方消費税の納付すべき譲渡割額298万6400円を超えない部分

(6) 平成15年5月1日から平成16年4月30日までの事業年度分の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、消費税の納付すべき税額1487万9100円を超えない部分、地方消費税の納付すべき譲渡割額371万9700円を超えない部分の取消しを求める部分

(7) 平成13年9月分の源泉所得税の納税告知処分のうち裁決により取り消された部分

(8) 平成14年2月分から平成16年2月分までの源泉所得税の各納税告知処分及び不納付加算税の各賦課処分のうち、平成20年2月15日付けでした源泉所得税の各納税告知処分の一部取消し及び不納付加算税の各変更決定処分により取り消された部分の取消しを求める部分

2 伊那税務署長が原告に対して平成17年12月27日付でなした

(1) 平成13年5月1日から平成14年4月30日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額1569万4220円及び納付すべき税額405万7700円を超える部分、重加算税の賦課決定処分のうち32万3000円を超える部分

(2) 平成14年5月1日から平成15年4月30日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額4827万5893円及び納付すべき税額1383万7600円を超える部分、重加算税の賦課決定処分のうち21万6000円を超える部分

(3) 平成15年5月1日から平成16年4月30日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額2900万7643円及び納付すべき税額805万8200円を超える部分、重加算税の賦課決定処分のうち40万9000円を超える部分

(4) 平成13年5月1日から平成14年4月30日までの課税期間の重加算税の賦課決定処分のうち49万2000円を超える部分

(5) 平成14年5月1日から平成15年4月30日までの課税期間の重加算税の賦課決定処分のうち49万円を超える部分

(6) 平成15年5月1日から平成16年4月30日までの課税期間の重加算税の賦課決定処分のうち29万3000円を超える部分をいずれも取り消す。

3 原告のその余の請求をいずれも棄却する。

4 訴訟費用は被告の負担とする。

## 事実及び理由

### 第1 請求

伊那税務署長が原告に対して平成17年12月27日付でなした、次の各処分（以下「本件各処分」という。）をいずれも取消す。

(1) 平成13年5月1日から平成14年4月30日までの事業年度（以下「平成14年4月期」という。）、平成14年5月1日から平成15年4月30日までの事業年度（以下「平成15年4月期」という。）及び平成15年5月1日から平成16年4月30日までの事業年度（以下「平成16年4月期」という。）の各事業年度（以下「本件各事業年度」という。）の法人税の各更正処分（以下「本件法人税更正処分」という。）及び重加算税の各賦課決定処分（以下、本件法人税更正処分とあわせて「本件法人税更正処分等」という。）

- (2) 平成13年5月1日から平成14年4月30日までの課税期間（以下「平成14年4月課税期間」という。）、平成14年5月1日から平成15年4月30日までの課税期間（以下「平成15年4月課税期間」という。）及び平成15年5月1日から平成16年4月30日までの課税期間（以下「平成16年4月課税期間」という。）の各課税期間（以下「本件各課税期間」という。）の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の各更正処分（以下「本件消費税等更正処分」という。）並びに重加算税の各賦課決定処分（以下、本件消費税等更正処分とあわせて「本件消費税等更正処分等」という。）
- (3) 平成13年5月から平成16年2月までの各月分の源泉徴収に係る所得税の各納税告知処分（以下「本件各納税告知処分」という。）及び不納付加算税の各賦課決定処分（以下、本件各納税告知処分とあわせて「本件各納税告知処分等」という。）

## 第2 事案の概要

本件は、遊興飲食業及びカラオケボックス業を営む株式会社である原告が、①平成16年10月19日から原告に対して行われた法人税、消費税等及び源泉徴収についての調査（以下「本件調査」という。）に重大な違法があったと主張して、本件各処分の取消しを求めるとともに、②本件法人税更正処分について、被告が本件各事業年度の法人税の所得金額及び納付すべき税額を別表1のとおりであると主張するのに対して、タレントバック（タレント指名料を原資として、原告の営むナイトクラブで就労する各タレントへ支払われる金銭を、「タレントバック」ということとする。）の総額（別表1の⑥）の算定方法に合理性がなく、平成14年4月期の所得金額は1666万2063円、平成15年4月期の所得金額は4727万8441円、平成16年4月期の所得金額は2359万3239円であると主張して、同額を超える所得金額について課された部分の取消しを求め、さらに、③重加算税の各賦課決定処分について、原告には所得を免れる意図や過少に申告する意図はなく国税通則法68条1項の要件に該当しないと主張して、その取消しを求める事案である。なお、原告は、当初、本件法人税更正処分及び本件消費税等更正処分に関して、タレント指名料（別表1の②及び別表2の②）を原告の売上げとして計上すべきではないと主張していたが、平成21年9月10日第9回口頭弁論期日において、同主張を撤回し、この点については争わない旨陳述した。

### 1 前提事実

#### (1)ア 原告について（争いが無い）

原告は、本件調査当時、長野県伊那市所在の「B」（以下「B」という。）、同県上伊那所在の「C」（以下「C」という。）、同県駒ヶ根市所在の「D」（以下「D」という。）及び同県伊那市所在の「E」（以下「E」という。）のナイトクラブ4店舗（以下「本件各ナイトクラブ」という。）のほか、同県伊那市所在の「F」（以下「F」という。）、同県駒ヶ根市所在の「A」（以下「A」という。）を含むカラオケボックス3店舗、割烹・居酒屋5店舗を営んでおり、本件各ナイトクラブにおいては、そこで就労するタレントに接客をさせ、来店客に酒類及び料理を提供して遊興飲食させていた。

本件調査当時、原告の代表取締役は原告代表者甲、他の取締役はすべて原告代表者の親族であり、乙（以下「乙」という。）は監査役であった。

#### イ タレント指名料及びカラオケチケット（争いが無い）

##### (ア) タレント指名料

原告は、本件各ナイトクラブにおいて、タレントを指名して遊興飲食した来店客から、

飲食料金等と共にタレント指名料を受け取っていた。

本件各ナイトクラブにおいては、日々作成する業務日報（乙2の1ないし13）の「チップ預り金」欄に当日のタレント指名料の金額を記載し、レジスターから出力した「精算日計・全メニューレポート」（以下「日計票」という。）を貼付していた。日計票には、売上品目別日計として、本件各タレント別に、本指名、場内指名、同伴指名の各指名区分ごとの指名点数及びその指名料の金額のほか、ドリンク等の注文点数及びその額などが印字されていた。

なお、本件各ナイトクラブにおけるタレント指名料の額は、本件各事業年度のうち、平成16年2月末までは本指名料2000円、場内指名料1000円、同伴指名料5000円であり、翌3月からは、それぞれ1000円、1000円、3000円に料金が改訂された。

#### (イ) カラオケチケット

本件各ナイトクラブでは、各来店客に対して連番号が記載されたカラオケチケットを5枚綴り1000円で販売し、各店舗に設置したカラオケ機器をチケット1枚につき1曲利用させていた。

本件各ナイトクラブでは、カラオケチケット収入についてはレジスターに入力せず、業務日報（乙2の1ないし13）の「カラオケチケット」欄に、カラオケチケットの前日終番号、本日使用番号及び当日受領したカラオケ収入の額をそれぞれ記載し、カラオケチケットの販売数量及びその販売代金を記録していた。

#### (ウ) タレント指名料及びカラオケチケットで受領した金銭の管理状況

本件各ナイトクラブの飲食料金に係る現金売上については、各店長等が、1日の営業終了後、夜間金庫を利用して、BはG信用金庫（現G信用金庫。以下「G信用金庫」という。）本店営業部の原告名義の普通預金口座に（ただし、平成14年3月1日分より前は本社事務所に現金を持参していた。）、EはG信用金庫信大前支店の原告名義の普通預金口座に、CはG信用金庫箕輪支店の原告名義の普通預金口座に、DはH銀行駒ヶ根支店の原告名義の普通預金口座に、それぞれ入金していた。

本件各ナイトクラブの各店長等は、1日の営業終了後、上記とは別に、業務日報と共に、タレント指名料及びカラオケチケット収入の日計額を現金で本社事務所に持参し（クレジットカードで支払われたタレント指名料についても、当日の現金売上げから立替えられていた。）、本社事務所においてこれらを集計していた。

#### (エ) タレント指名料収入及びカラオケチケット収入等の経理処理

原告は、本件各ナイトクラブにおけるタレント指名料及びカラオケチケット収入について、業務日報には「預り金」として記載していたが、総勘定元帳の預り金勘定（乙5）には計上しておらず、売上金額として計上していなかった。

#### (オ) 簿外賞与の支給

原告は、カラオケチケット収入相当額を、ほぼ毎月、原告の取締役である丙名義のI農業協同組合箕輪町支所の総合計画貯金口座（以下「本件丙農協貯金口座」という。）に現金で預け入れるとともに、丙に対し現金でも支給していた。

他方、原告は、株式会社Jに対する本件各ナイトクラブ設置のカラオケ機器に係る聴取料、楽曲使用料、早見表代金、修理費等の諸経費、ジャスラック（社団法人日本音楽著作

権協会)に対する著作権使用料等を、カラオケ情報料等として、原告の損金の額に計上していた。

ウ タレントバック (争いが無い)

原告は、本件各ナイトクラブに就労する各タレントに対し、報酬の支払のほかに、半月(1日から15日、16日から末日)を計算期間として一定の額を支払っていた。タレントバックの原資は、本件各ナイトクラブの各店長等が、上記イ(エ)のとおり、日々の業務日報と共に本社事務所に持参していたタレント指名料の日計額に相当する額の現金であった。

エ 「B. SYSTEM」と題する表(乙8、12、弁論の全趣旨)

平成16年10月19日のEでの後記(3)の調査において、調査を担当した国税調査官は同表を複写し、伊那税務署長は本件各処分をするにあたり同表に基づいてタレントバックの額を算定した。

同表は、少なくとも平成16年5月以降、原告においてタレントバックの額を算出する表として用いられており、同表によってタレントバックの額を算出する方法(以下「Bシステム」という。)は、次のとおり定められたポイント数等に単価を乗じて金額を計算するというものであった。

(ア) ポイントバック

タレントに対する指名について、指名・同伴・グループ同伴ごとに、それぞれ1ポイント・3ポイント・1ポイントが加算され、1ポイント当たり200円を乗じて計算される。

(イ) ボーナス

ボーナスは、タレントの半月ごとの指名累計ポイント数に応じ、21ポイントから5ポイント刻みでランク別にボーナスの額が設定されている。

(ウ) フードアランス

フードアランスは、タレントに対する食費手当であり、就労日数1日当たり500円を乗じて計算される。

(エ) ドリンクバック

ドリンクバックの支払の対象となるドリンクは、ワイン、ワインセット、カクテルであり、ドリンクバックは、タレントが受けた注文本数等に、それぞれ300円、900円、100円の単価を乗じて計算される。

(2) 確定申告 (争いが無い)

原告は、本件各係争年分の各所得税及び本件課税期間の消費税等について、別表3及び別表4の各「確定申告」欄記載のとおり納税の申告をした。

(3) 原告に対する税務調査 (争いが無い)

ア 伊那税務署長は、本件調査を実施する旨の事前通知をせずに、平成16年10月19日から同月21日までの間、伊那税務署所属の国税調査官(以下「調査担当者」という。)をして、原告の本社事務所のほか、その経営するF及び④のカラオケボックス2店舗及び本件各ナイトクラブ4店舗の合計6店舗(以下「本件各店舗」という。)において、本件調査を実施させた。

イ 調査担当者らは、平成16年10月19日、原告の本社事務所並びにF及び④のカラオケボックスに臨場した。F及びEにおいて調査を担当した調査担当者らは、それぞれ原告の帳簿書類の一部を複写機により複写した以下、Fにおける複写行為を「本件複写行為1」とい

い、Eにおける複写行為を「本件複写行為2」という。)

ウ 丁（以下「丁係官」という。）ほか4名の調査担当者は、同月20日午後4時ころ、本社事務所に臨場し、調査を開始した。丁係官は、原告代表者に対し、21日も引き続き調査をしたいと要請したところ、原告代表者は、これを承諾した。その際、丁係官らは、翌日の調査において必要になると見込まれた帳簿書類等を記載したリスト（以下「本件リスト」という。）を交付した。なお、本件リストには、後記オに掲げる「業務日報」は記載されていない。

エ 丁係官ほか4名の調査担当者は、同月21日、本社事務所において調査を実施し、その際、帳簿書類の一部を複写機により複写した（以下「本件複写行為3」といい、本件複写行為1及び2と併せて「本件各複写行為」という。)

調査担当者らは、同日、本社事務所の応接室にあった帳簿書類のうち、給与明細（平成14年分以降）、「株式会社A給与」、「(有)K給・賞与控除一覧表（平成15年1月～）」、「給・賞与明細一覧表（平成15年1～12月）」2冊、「L雑給明細（平成13年）」、「A本社雑給明細（平成13年）」、「平成15年調チェックリスト」、「年調一覧表（平成11年～平成12年）」3冊、「年調一覧表（平成15年）」の書類（以下「本件給与関係等預かり書類」という。）を持ち帰った。

オ また、調査担当者らは、同日、本件事務所において、書庫から、本件各ナイトクラブの「業務日報」計35冊（以下「本件預かり業務日報」といい、本件給与関係等預かり書類と併せて、「本件預かり書類」という。）を持ち出して伊那税務署に持ち帰った（以下、本件預かり書類の持ち帰り行為を「本件持ち帰り行為」といい、その後平成16年12月24日に返還するまで本件預かり書類の占有を継続した行為を「本件預かり行為」という。)

本件預かり行為に関しては、本件預かり書類を預かった旨記載された丁係官作成の預り証（乙11。以下「本件預り証」という。）が原告に対し交付された。

カ 原告の顧問税理士であった戊税理士（以下「戊税理士」という。）は、翌22日午前8時30分ころ、伊那市所在の伊那税務署門前に行き、丁係官と面接した。

キ 原告代表者作成名義にかかる平成16年10月22日付質問状（以下「質問状」という。）と題する書面及び同月23日付質問状2（以下「質問状2」という。）と題する書面が、伊那税務署の時間外收受ポストに投函され、同月25日月曜日朝、伊那税務署職員が、両書面がポストに投函されているのを確認した。

質問状には、税務調査は本人の承諾を得ることが要件となっていること、今回、原告代表者において総勘定元帳以外の書類「の持ち出しは断ったにもかかわらず勝手に無断で持ち出しております」と、質問状2には、「業務日報について書面の提示はなされたのでしょうか。」「誰が業務日報の持ち出しについて許可したのでしょうか。」「誰が書庫より無断で業務日報を持ち出され応接間に運んだのでしょうか。」「無断で書庫より持ち出された書類を無断で署に持ち去られた事は合法でしょうか。」「至急ご返答を文書にてお願い申し上げます。」と記載されていた。

ク 調査担当者は、平成16年12月24日、原告に本件預かり書類を返還した。

#### (4) 本件各処分

長野税務署長は、平成17年12月27日付けで、別表3及び別表4の「更正処分等」欄記載のとおり本件法人税更正処分等、本件消費税等更正処分等をし、別表5の「納税告知処分等」

欄記載のとおり本件納税告知処分等をした（争いが無い）。

(5) 異議申立て及び審査請求

原告は、平成18年1月26日、本件各更正処分等及び本件納税告知処分等について異議申立てをし、これに対し、伊那税務署長は、同年4月26日、同申立てをいずれも棄却する旨の異議決定をした（争いが無い）。

原告は、同年5月16日、審査請求をし、これに対し、国税不服審判長は、平成19年3月27日、本件法人税更正処分等について別表3の「裁決」欄記載のとおり認定してその一部を取り消し、本件各納税告知処分等のうち平成13年9月分、平成14年2月分及び平成16年2月分について別表5の「裁決」欄記載のとおり認定してその一部を取り消し、その余の審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした（争いが無い）。

(6) 原告は、平成19年9月11日、本件訴えを提起した。

(7) 伊那税務署長は、平成20年2月15日付けで、別表5の「納税告知等取消」欄記載のとおり、平成14年2月分ないし平成16年2月分の源泉所得税の各納税告知処分の一部を取り消し、付納付加算税の各賦課決定処分の変更決定をし、原告に通知した（争いが無い）。

(8) 別件訴訟

原告及び同代表者は、平成18年12月19日、国を被告として、本件調査に違法があると主張して、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求める訴えを長野地方裁判所伊那支部に提起した（同支部平成●●年(〇〇)第●●号。以下「別件訴訟」という。）。

長野地方裁判所伊那支部は、平成20年11月26日、別件訴訟について、本件調査に国家賠償法上の違法性は認められないとして、原告及び同代表者の請求をいずれも棄却した（乙31）。原告及び同代表者は控訴を提起したが、東京高等裁判所は、平成21年3月9日、伊那税務署の職員による違法な職務行為は認められないとして、同控訴をいずれも棄却した（乙32）。

2 本件各処分の適法性についての被告の主張は次のとおりであり、後記(1)、(2)及び(4)における金額や計算方法については、本件法人税更正処分におけるタレントバックの総額及びこの額が変動することにより変動する部分の額を除き、争いが無い。

(1) 本件法人税更正処分

本件各事業年度において原告が納付すべき法人税額は別紙記載1のとおりであり、平成14年4月期が1015万4900円、平成15年4月期が1926万0400円、平成16年4月期が817万9100円である（別表1）。これらの各金額は、本件法人税更正処分の納付すべき税額（ただし、いずれも審査裁決により一部取り消された後のもの）といずれも同額であるから、本件法人税更正処分はいずれも適法である。

(2) 本件消費税等更正処分

本件各事業年度において原告が納付すべき消費税等の額は別紙記載2のとおりであり、平成14年4月課税期間が1923万1600円（消費税額1538万5300円、譲渡割額384万6300円）、平成15年4月課税期間が1984万8000円（消費税額1587万8400円、譲渡割額396万9600円）、平成16年4月課税期間が2156万4500円（消費税額1725万1600円、譲渡割額431万2900円）である（別表2）。これらの各金額は、本件消費税等更正処分における納付すべき消費税等の合計額をいずれも上回るから、本件消費税等更正処分はいずれも適法である。

### (3) 法人税及び消費税等に係る重加算税

前記(1)及び(2)のとおり、本件法人税更正処分及び本件消費税等更正処分はいずれも適法であるところ、原告は、本件各事業年度の法人税及び本件各課税期間の消費税等について、納付すべき税額を過少に申告していたものであり、国税通則法65条4項に規定する正当な理由も存在しない。

また、原告は、本件各ナイトクラブにおけるタレント指名料収入及びカラオケチケット収入を売上げから除外し、その除外したタレント指名料収入を原資として簿外でタレントバックを支出したほか、除外したカラオケチケット収入を取締役である丙に簿外で支給するなどして、本件各事業年度の法人税及び本件各課税期間の消費税等について、納付すべき税額を過少に申告していたものであり、これらの行為は、国税通則法68条に規定する「国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当する。

したがって、本件法人税更正処分及び本件消費税等更正処分に伴って重加算税が課される。その重加算税の額は、別紙記載3のとおりである。これらの各金額は、本件法人税更正処分及び本件消費税等更正処分に伴って課された重加算税の額（ただし、本件法人税更正処分に伴う重加算税の賦課決定処分については、いずれも裁決により一部取り消された後のもの）といずれも同額であるから、本件法人税更正処分及び本件消費税等更正処分に伴って課された重加算税の各賦課決定処分はいずれも適法である。

### (4) 本件各納税告知処分等

ア 原告は、役員である丙に対し、カラオケチケット収入相当額を臨時的な給与（賞与）として簿外で支給していた。この丙に対する簿外給与について、原告が所得税法183条1項、同法186条及び負担軽減法11条の各規定に基づき徴収、納付すべき本件各月分の源泉所得税の額は、別表11のとおりである。この税額は、本件各納税告知処分に係る納付すべき税額（ただし、平成13年9月分については、裁決により一部取り消された後のものであり、また、平成14年2月分ないし平成16年2月分については、平成20年2月15日付け納税告知等取消処分後のものである。）をいずれも上回るか又は同額であるから、本件各納税告知処分は、いずれも適法である。

イ そして、原告は本件各月分の源泉所得税をその法定納期限（所得税法183条1項）までに完納しなかったものであり、これについて国税通則法67条1項ただし書に規定する正当な理由があると認められる場合には該当しない。したがって、本件各納税告知処分に伴って不納付加算税が課され、その額は、国税通則法67条1項の規定に基づき算出すると、本件各納税告知処分に伴って課された不納付加算税の額（ただし、平成14年2月分ないし平成16年2月分については、平成20年2月15日付け納税告知等取消処分後のもの）といずれも同額であるから、本件各納税告知処分に伴って課された不納付加算税の各賦課決定処分は、いずれも適法である。

## 3 争点及び当事者の主張

本件争点は、①本件調査に重大な違法があったか、②タレントバックの算定に合理性があるか、③原告に所得を免れる意図や過少に申告する意図があったかであり、当事者の主張は次のとおりである。

### (1) 本件調査に重大な違法があったかについて



(原告の主張)

税務調査に重大な違法がある場合又は違法収集証拠によって課税処分がなされた場合には、憲法29条財産権の保障、同31条法定手続の保障及び同13条生命自由幸福追求権の趣旨から、これによってなされた課税処分を取消すことが必要である。

そして、本件調査においては、次のアないしエのとおり、納税者である原告の正当な利益を著しく侵害し、社会的にみて違法な行為がされたのであり、重大な違法があった。また、本件各処分は、この重大な違法ある方途によって収集された複写物を不可欠な証拠資料としてなされたものである。よって、本件各処分は取り消されなければならない。

ア 本件各複写行為について

調査担当者は、原告代表者の承諾はもちろん、各店舗において対応したM(以下「M」という。)、N(以下「N」という。)、乙等原告従業員の何人の承諾をも得ないまま、原告の帳簿書類を複写した。

イ 本件持ち帰り行為について

調査担当者は、原告代表者の承諾はもちろん、原告従業員の何人の承諾をも得ずに、本件給与関係等預かり書類を無断で持ち去った。加えて、調査担当者は、原告代表者はもちろん、乙をはじめとする原告従業員の何人の承諾も得ないまま、応接室外の本社事務所内書庫から、本件預かり業務日報を持ち出して、これを原告外に持ち去った。

原告代表者は、従前の税務調査によって業務に支障が出たことを述べ、平成16年10月19日と20日の2回にわたり、調査担当者に対し、(ア)調査対象文書のリストを、調査担当者において原告に交付すること、(イ)そのリストにある帳簿書類は、原告の社員が同社事務所の応接室に運ぶこと、(ウ)その帳簿書類の調査は、応接室にて行うこと、(エ)調査担当者は応接室以外への出入りは一切しないことの各点を遵守するよう求め、調査担当者はこれを留保事項無く承諾した。調査担当者は、この合意に基づいて、同月20日夕刻に原告に対して本件リストを交付したが、そこには、業務日報は記載されていなかった(なお、売上日報のほかにも業務日報が存在していること及びその記載事項については、同日、原告代表者が、調査担当者署員に対し、丁寧に示しかつ説明している。)

ウ 本件預かり行為について

同月22日午前8時30分ころ、原告の顧問税理士であった戊税理士は、伊那税務署において、丁係官に対し、「持ち帰りを承諾していないから、帳簿書類を返して欲しい」と告げた。また、同日及び23日には、原告代表者が、質問状及び質問状2を同署のポストに投函した。

このような原告側の明確な対応にもかかわらず、本件預かり書類が伊那税務署から原告に返還されたのは、2か月余り経過した同年12月24日であった。

本件持ち帰り行為が無断持ち出し(窃取)であればもちろん、そうでなくとも、質問検査権の行使としての帳簿書類の預かりである限り、上記のように明確に返却を求められたり、預り行為に根本的疑問を呈された以上は、少なくとも一旦速やかに返却し、あらためて税務調査を行うべきであった。

エ 調査担当者らは、平成16年10月22日から同年11月12日までの間、伊那税務署内において、原告に無断で本件預かり業務日報を複写した。

(被告の主張)

ア 税務調査手続の瑕疵は更正処分の違法事由にならないこと

税務調査手続に違法があったとしても、そのことをもって直ちに課税処分が違法になるものではなく、更正処分の取消訴訟においては、客観的な課税標準の有無について審理がされるのであるから、調査手続の瑕疵の主張はそれ自体失当である。仮に、調査手続の瑕疵が更正処分に影響を及ぼすことがあるとしても、それは、調査の手続が刑罰法規に触れ、公序良俗に反し又は社会通念上相当の限度を超えて濫用にわたる等重大な違法を帯び、何らの調査なしに更正処分をしたに等しいものとの評価を受ける場合に限るといふべきであるところ、本件においては、後記イで述べるとおり、そのような事情はない。

イ 本件調査手続が適法であること

(ア) 本件各複写行為について

法人税法153条1項、消費税法62条1項及び所得税法234条1項は、税務署等の調査権限を有する職員に対し、事業に関する帳簿書類その他の当該調査事項に関連性を有する物件の検査を行う権限を認めている。相手方（本件では、法人。この中には当該法人の代表者のみならず、帳簿書類を管理する地位にある当該法人の従業員等も含まれると解される。）は、これを受忍すべき義務を一般的に負い、その履行を間接的心理的に強制されているものであって、ただ、相手方においてあえて質問検査を受忍しない場合にはそれ以上直接的物理的に当該義務の履行を強制し得ないという関係にあるものである（最高裁昭和48年7月10日第三小法廷決定・刑集27巻7号1205頁参照）。そして、この帳簿書類を検査することの中には、これを単に閲読するだけでなく、内容を筆写したり、複写機その他の器材を使用して複写をすることも当然に含まれるといふべきである。

本件では、調査担当者らは、本件各複写行為の対象となる帳簿書類を対象として検査をしようとし、これについて原告代表者の包括的な同意を得（乙19・32頁及び34頁）、かつ、検査の現場の責任者である従業員等から任意に対象となる帳簿書類の提出を受けたのであり、しかも、原告の現場の責任者である従業員等から本件各複写行為について個別の承諾も得ていた（乙17・8頁及び9頁、乙18・5頁、8頁及び13頁）。よって、調査担当者らの本件各複写行為が違法であるといえないことは明らかである。

(イ) 本件持ち帰り行為について

原告代表者が「帳簿類を持って行ってもらってもいいから、調査を早く終わらせてほしい。」と発言するなどしたり、乙が本件預かり業務日報の持ち帰りに際して協力的に対応したこと等の事情（乙17・7頁、9頁ないし11頁、乙18・13頁及び14頁）によれば、本件預り業務日報については、原告において伊那税務署への持帰りを承諾していたものと認められる。なお、本件リストは、文書の表題によって厳密に文書を特定して記載したものでなく、しかも、文書を例示的に列挙したものであったから、「業務日報」の記載がないことをもって、本件預り業務日報の持帰りについて承諾がなかったといふことはできない。

(ウ) 本件預り書類の占有を継続した行為について

- a 物件の検査の場所等の選定については権限ある税務職員の合理的な選択にゆだねられているところ（前掲最高裁昭和48年7月10日第三小法廷決定参照）、本件預り業務日報の検討に相当の時間を要する見込みであったことや原告代表者が本社事務所で長期間にわたって検査されるよりは帳簿書類を持ち帰ってもらったほうがよいとの

意向を示していたこと等（乙17・7頁、9頁ないし11頁、乙18・13頁及び14頁）からすると、伊那税務署を検査の場所として検査を実施したこと（本件持ち帰り行為）は、検査の必要性和相手方の私的利益との衡量において社会通念上相当な限度にとどまるというべきであるから（前掲最高裁昭和48年7月10日第三小法廷決定参照）、違法ではない。

- b また、伊那税務署の職員は、原告から申し入れられた本件預り書類の返還要求を拒否し、本件預り書類の占有を違法に継続したのではない。むしろ、同税務署の職員においては、本件調査に対する原告の協力を得るため、紛争の原因になっている本件預り書類を早期に返還しようとしたが、調査担当者が本件預り業務日報を無断で持ち帰ったとの見解に固執する原告代表者が同税務署の担当者との面会を避け、又は本件預り証への署名や本件預り証と本件預り書類との照合確認作業を拒否するなどしたことが返還の遅れた原因であるといえるのであって、同税務署が平成16年12月24日まで本件預り業務日報の占有を継続した行為に、何ら違法性はない。

(エ) 本件持ち帰り書類に係る複写行為について

上記(ア)のように、帳簿書類を検査することの中には、内容を筆写したり、複写機その他の器材を使用して複写をすることも当然含まれると解されるから、伊那税務署の職員が同税務署内において本件預り業務日報を複写機を使用して複写したことも、何ら違法とはいえない。

(2) タレントバックの算定に合理性があるかについて

(原告の主張)

本件では所得金額を推計によって把握・主張せざるを得ない。しかし、原告による推計主張がより合理的であり、被告による推計は合理性を欠くものであるから、同推計による処分は取消されなければならない。

ア 原告が主張する所得金額

平成11年3月ころから平成15年7月末日までは、各タレントが得た指名料全額を各タレントに渡していた（そのため指名料は「チップ」と呼ばれるようになった。）から、平成14年5月ないし平成15年7月のタレントバックの額は、別表6のタレント指名料収入と同一になる。よって、平成14年4月期の所得金額は1666万2063円、平成15年4月期の所得金額は4727万8441円である。

また、平成15年8月から平成16年2月までの間においては、各タレントが得たチップの半額は従来どおり各タレントがそのまま受け取り、残る半額については一定の基準を設けて各タレントに分配していた。その分配基準のうち、ワイン及びワインセットについてのドリンクバックの基準は、ワイン1本当たり500円（その客の席にタレントが複数いた時は、500円をその人数で割った金額）、ワインセット1本当たり1500円（同上）というものであった。被告は、ワイン1本300円、ワインセット1本900円としてドリンクバックを算出しているため、原告の実際のドリンクバック額は、被告が算出した額よりも、ワインのドリンクバックについて1.67（＝500円÷300円）倍増加し、ワインセットのドリンクバックについて1.67（＝1500円÷900円）倍増加する。よって、少なくともその分だけ、被告主張額よりも原告の所得金額が減少するため、平成16年度分の所得金額は、被告主張額から367万9104円（＝549万1200円×0.67）を減じた2

359万3239円である。

#### イ 推計方法について

課税庁による推計方法が合理的であるというためには、推計の基礎となる事実が確実に把握されていること、その推計方法が当該具体的事案に適用し所得金額を推計する方法として最適なものであること、推計方法はできるだけ真実の所得に近似した数値が算出されるような客観的なものであることが必要であるが、本件における被告の推計課税は、この要件のすべてを欠いている。

第一に、丁係官は、平成16年10月20日の税務調査において、甲1号証を見てその説明を受けているのであるから、被告として、推計課税するに際して、「甲1号証に記載されているとおりに指名料全額がタレントに渡されていた」との推計も十分考慮しなければならなかった。

第二に、タレントとして就労していた者の住所氏名を原告から聞いて反面調査しようとするればできた可能性がある。現に、平成13年6月5日から同年12月5日までBに勤めていたOは、平成16年10月15日に再度日本に入国し、平成17年10月15日に日本人と婚姻している（甲2ないし4）のであって、平成16年10月19日以降、平成17年12月27日（本件各処分がされた日）までに反面調査する機会があった。甲6号証及び甲7号証の作成者も同様に反面調査の対象となり得た。

第三に、後記ウで検討するように、平成16年2月まではBシステムが用いられておらず、上記アの分配方法が採られていたといえる事情がある。

このような本件の特性からすれば、Bシステムによる推計が最適であったとはいうことができず、前記アの算定方法により課税すべきであった。

#### ウ 平成16年2月まではBシステムが用いられておらず、上記アの分配方法が採られていたこと

##### (ア) 業務日報添付の日計票

原告は平成11年3月ころに、各タレントが得た指名料全額を各タレントに渡す制度を採用して以降、各店舗毎の業務日報を書式も含めて新規に作成し、そこに毎日各店の日計票をすべて貼り付け、それを長期間にわたり保管していた。

同日計票によれば、チップの金額は、平成16年2月までは、本指名1回2000円、場内指名1回1000円、同伴1回5000円であったのであり、指名1ポイント、同伴3ポイント、グループ同伴1ポイントとされているBシステムとは異なるものであった。Bシステムのポイントは、平成16年3月より実施されている日計票の記載、すなわち、本指名1点1000円、場内指名1点1000円、同伴1点3000円（乙2、14）と一致している。

原告は、指名料について入金になった全額を、業務日報という特別のつづりにして、原始記録に当たるレジペーパー並びに「チップ預り金」と明記した書面として保管し、その業務日報を他の売上日報、総勘定元帳などと共に、一つのスチール製書庫（キャビネット）に整然と納めていた（乙18・23頁以下）。原告が売上を隠蔽する目的で帳簿操作をしようとしていたのであれば指名料全収入が税務調査で直ちに捕捉されてしまう同保管方法を措るはずがないのであって、同保管方法がとられていたことは、上記保管が「指名料全額をタレントに渡していたために、そのタレントへ渡した額が証明できるように」との

目的でなされていたことの根拠となる。

(イ) 各タレントが得た指名料全額を各タレントに渡す制度については、原告の顧問税理士であったf税理士が作成した甲1号証に、「タレントの指名料(タレントバック)について各店のレジには含めない。お客から預かった指名料は全額タレントへ渡す」と記載されている。

(ウ) クラブ部門定例会議議事録(甲38)

同議事録53頁には、「タレントチップについて全員に渡すように変更する。チップは、半額本人に支給、半額は全員で分配する」と明記されており、これが、チップ(指名料)全額をタレントに分配する趣旨であることは明白であり、変更後についてはもちろん、変更前についても、全額が本人に渡されていたという意味で、チップ(指名料)全額がタレントに渡されていたことを裏付けるものである。また、同議事録68頁には、「タレントのバックは、1P¥200で、あとはボーナスをつける」とあり、少なくともこの作成日付である平成16年2月14日現在は、ボーナスを付けていなかった可能性が高く、多くのボーナス欄があるBシステムに合致しない。なお、同議事録の一部で頁と頁とが離れていたり、ホッチキスで止めた箇所があるが、本件調査時以降、各係争段階において複写する機会が多数回あったために生じただけであり、かえって、現時点(平成21年9月2日)においても、平成14年4月15日(同議事録15頁)から上記記載のある53頁まで40頁近くにわたって一体となっていることからすれば、これが継続的に作成されていたものであることは明らかである。

(エ) Bのチップ算出表(甲10の2)及びDの集計表(乙23)

- a 同算出表は、平成15年8月ないし平成16年2月のチップ分配について前記アの基準に従って算出されており、ドリンクバックの算出についても「500円」、「1500円」と明記されている(甲10の2③等)。また、平成16年1月1日ないし15日に関するD集計表(乙23)にも、「一人500円」「一人1500円」と明記されている。
- b なお、上記算出表及び集計表が、税務調査に備えて、又は、税務調査開始以降に真実に反する事実を裏付けるために作成されたものだとするれば、全店舗分なければおかしいのであって、一店舗分しか存在していないことは、これらが日常の業務において作成された可能性が強いことを示す。

また、以下に述べるように、記載に誤りがあることをもって、上記算出表及び集計表が、日常の業務において作成されていたことを否定することはできない。

すなわち、上記算出表のチップ集計表(②⑥⑩など)では、平成13年5月から平成15年7月までの対象期間について、7か月間を半月分ずつ区分した14回の集計がなされているが、被告の主張や乙26号証を前提としても、14回中半数の7回については全く誤記がなく、誤記のある7回分についても、誤記は14か所にすぎず、そのうち、タレントからチェックを受ける機会がある個人別「合計」額が誤っているのはわずか3か所にすぎず、その3か所の誤りも最大で2万円の誤りしかない。また、チップの半額について「人気のない」タレントに厚く分配する方式となった平成15年8月以降の分配計算に関する総括表(①⑤⑨など)14回分については、タレント別にみると、延べタレント数328名中、誤りがなかった者は302名であり、全体の92%に誤りが無い。さらに、ワインとワインセットなどの分配表(③⑦⑪など)についても、「本数」

の値が当然に整数になる「1人500円」「1人1500円」の項目を除いた他の8項目（「2人250円」「3人160円」「4人120円」「5人100円」「2人750円」「3人500円」「4人370円」「5人300円」）について、14回分を合計すると、 $8 \times 14 = 112$ 個ある項目のうち、「本数（①÷人）」の値が整数にならないものは19個にすぎず、93個（83%）に誤りがない。しかも、このワイン・ワインセットの分配額について関心を持っているタレントがいるとすれば、そのタレントは、そのワイン分配表の個人別「合計」額の値に注目する可能性があるが、その「合計」欄の7か月間14回分の集計をみると、延べ328人分のうち、316人分（96%）が正しく計算されている。そして、タレントが自己のチップの金額について強い関心を持ってチェックしていたことを根拠に甲10号証の記載に誤りが生ずるはずがないといえるのは、タレントが、受け取ったチップを全額受け取っていた平成15年7月までであり、それ以降は、詳しい集計計算を経ないと合計金額が判然としないことになるため、すべてのタレントが詳細にチェックしないまま店からの分配金を受け取るようになった可能性がある。しかも、上記のとおり、各タレントが把握できる段階での数値の誤りは10%未満であったため、このような若干の誤りに各タレントが気付かないままチップが分配されていたとしても何ら不思議ではない。また、平成16年1月分のD集計表（乙23）についても、日付が1日分ずつずれて記載されているというだけのことであり、ありうるミスにすぎない。

(オ) その他被告の主張に対する反論

a Cの業務日報（乙15）の記載について

同業務日報3年分のうちの平成13年7月15日から同年12月28日までの5日分の日報には、「ポイントオールクリア」「ワインポイントオールクリア」などの記載があるが、このような記載があるのはCの日報だけであり、かつ、3年間のうちの約半年間のことにすぎない。しかも、いずれも当時のCの店長であったqによって記載されたものであり、同人が店長でなくなってからはそのような記載がないことから、上記記載の意味は、同店長が、6か月の滞在で帰国しなければならないタレントをその後再度招聘する基準として一定の成績を付けており、その基準を満たしたことを記したものと考えられ、Bシステムによる算定とは関係がない。

b 各タレントがチップを受領したことを示す領収書がないことについて

原告としては、顧問税理士の指導の下にチップ制を導入しており、源泉所得税の納付を求められる事態にならないと確信していたし、また、各タレントあてに入金となったチップをそのまま全額各タレントに現実に渡していたために、入金の額を証する書類を保管しておくだけで各タレントに渡った金額も裏付けられるとの判断から、各タレントに領収書類を作成してもらうことまで気が回らなかっただけである。

c タレントバック集計表（乙34の1ないし4）及び算定方法を記載した表（乙35）について

上記タレントバック集計表（乙34の1ないし4）には、「ボーナス」の記載があるが、「ボーナス」は平成16年3月以降から付けられるようになったものであり（甲38・68頁「あとはボーナスをつける」との記載など）、平成16年10月1日から15日当時の書面である上記集計表に「ボーナス」との記載があっても、平成16年2月

以前に作成されたBのチップ算出表（甲10）の信用性は弾劾されない。

また、平成10年の税務調査において、原告の経理方法にクレームを付けられたために、平成11年1月ないし2月に、税理士と相談して指名料の扱いを抜本的に改めた（少なくとも平成11年2月までは、指名料全額をタレントに渡していたわけではなく、支出費目としても、「販売促進費」として支出していた。）のであり（甲1）、それ以前に用いられていたタレントバックの算定方法を記載した表（乙35）は、本件において何らの意味があるものではない。そもそも、同表に記載された制度自体、Bシステムとは大きく異なる制度である。

#### エ 違法収集証拠の主張

被告が提出した書証のうち、乙2の1ないし13、乙13の1ないし8、乙14の1ないし15、乙15の1ないし5、乙16の1ないし5、乙24、乙28、乙29号証（いずれも業務日報）については、調査担当者らが原告の承諾を得ないまま明らかに無断で、平成16年10月22日から同年11月12日までの間に、伊那税務署内において複製したものであり、重大かつ違法な手段によって入手した証拠であるから、違法収集証拠として排除されなければならない。また、乙12号証は、上記のとおり違法に収集された業務日報を用いている点において、やはり違法収集証拠として排除されなければならない。

（被告の主張）

以下のとおり、原告が、本件各事業年度において、もっぱら、Bシステムによってタレントに渡される指名料を計算していたことは優に認められることから、Bシステムによってタレントバックを算定することができる。

#### ア 平成11年3月ころから平成15年7月までの期間について

（ア）原告は、自ら指名料の額を決めて各店舗内に表示した上、各店舗のレジにおいて、客から本件各タレントの指名料を受け取り、その事実を日計票にも記載していた。仮に、原告が主張するように、本件各タレントが指名料の全額を取得するのなら、原告が指名料の額を決める必要も預かる必要もなく、まして、日計票に記載する必要はない。にもかかわらず、原告が指名料の額を決めた上、レジで指名料を来店客から受け取り、しかも、日計票に記載していたのは、原告が、指名料収入が原告に帰属するものと認識していたからにほかならない。

#### （イ）各タレントの証明書は措信できないこと

各タレントの証明書（甲3、6ないし8）の内容は、記載内容が、期間の点を除きほぼ同一であり、極めて具体性に乏しい。また、作成時期も近接している。このことからすると、これらは、訴訟対策として原告からの求めに応じ、見本に基づき又は言われるがままに各人が記載して署名捺印したものと強くうかがわれ、いずれも信用性はない。特に、Bで稼働していたOの陳述書（甲2）の内容は、通常間違えようのない店長名を誤って記載されているのであって、信用性がない。

#### （ウ）上記期間における日計票の記載がBシステムと対応していること

本件各事業年度の業務日報に貼付された日計票には、いずれも、Bシステムによってタレントバックを算定するために必要となる、ポイントバック及びボーナスの計算の基となる本件各タレント別の本指名、場内指名及び同伴指名の各指名区分ごとの指名点数並びにその指名料の金額のほか、ドリンクバックの対象となるドリンク等の注文本数及びその額

などが記載されているのであり（乙2の1ないし13、乙13の1ないし8、乙14の1ないし15、乙15の1ないし5、乙16の1ないし5）、仮に、指名料の全額を本件各タレントに渡していたのであればこのような記載は不要であることから、本件各事業年度において、Bシステムによってタレントバックが算定されていたことが強くうかがわれる。

なお、Bシステムは、被告が平成16年10月の調査時点で把握した資料であり、料金改定などによって平成16年2月時点の指名料収入金額とそれ以前の指名料収入金額とが異なる場合がある以上、平成16年2月以前の指名料収入の金額とポイントが整合しないことも十分にあり得るが、被告は、料金改定が行われたことは承知の上、原告の作成した日計票に基づき本件各事業年度の指名料収入の金額及びポイントを算出し、Bシステムによりタレントバックの金額を算定していることから、平成16年2月以前の指名料収入の金額とポイントが整合しないことをもって被告の主張を失当ということはできない。

(エ) 上記期間においてもポイント制度が存在していたこと

平成13年7月15日のCの業務日報（乙15の1ないし5）によれば、「※ポイントに関しての該当者タレントは統てクリアーしました。」、同年9月30日の日報中に「ポイント オール クリアー」、同年10月15日の日報中に「※ワインポイント、全員クリアー」、同年12月15日の日報中に「ワインポイント～オールクリアー」、同月28日の日報中に「ワインポイント オールクリア」との各記載が、平成15年5月度定例会議事録（乙25）には「伝票の切り替えは（ポイント合せ）一切なし 全店統一する」との記載が、平成13年10月5日定例会議議事録（甲38の⑩）には「社長からの意見」として「ポイントがあること客をもっているという所を重視していく」との原告代表者からの指示内容の記載及び平成15年12月5日定例会議議事録（甲38の⑥）には「タレント同伴ポイントの追加 Pでの同伴1ポイント追加する」との記載がそれぞれあり、ポイント制度が存在していたことが認められる。

(オ) 原告が、指名料全額を本件各タレントに渡したことを証明する書類を一切保管していないこと

本件各事業年度の業務日報貼付の日計票の記載が、原告が指名料を来店客から一旦受け取っていることを明示している（上記(ア)）以上、原告は、前回の調査における是正内容と同様に、課税庁から、タレントバックにつき、タレントへの報酬であると指摘され、源泉所得税を課税され納付を求められる可能性も出てくるのであるから、仮に指名料を全額タレントに返還しているのであれば、原告の主張を裏付けるために、返還を証明する領収証等をタレントから徴収してしかるべきである。ところが、原告は、タレントへの指名料の返還事実を証明する書類を廃棄し一切保管していない。これは、原告の主張が事実とは異なることの証左である。

(カ) 指名料全額を本件各タレントに渡すシステムに変更することが不合理であること

原告にとっては、指名料のうち本件各タレントに渡した部分につき源泉所得税を支払ったとしても、指名料全額を本件各タレントに渡す場合に比べ、利益であり、原告が売上を増やすという側面からすれば、指名料全額を本件各タレントに渡すことなど、およそ考えられない。

(キ) 以上のとおり、平成11年3月から平成15年7月までの間、指名料全額を各タレントに渡していたとする原告の主張には理由がなく失当である。



イ 平成15年8月以降のタレントバックの算定に関する原告の主張が失当であること

原告は、平成15年8月以降、タレントバックの算定に関するシステムを変更したとするが、以下のとおり、その根拠とする書証はいずれも信用性が乏しく、その主張は理由がなく失当である。

(ア) クラブ部門定例会議議事録(甲9(甲38㉓、㉔、㉕))は措信できないこと

同議事録は、以下に述べるとおり、実際には、当該各議事録の記載内容に反する実態があったことから、いずれも信用性がなく、タレントバックの算定方法が各議事録の記載のとおり変更されたと認めることはできない。

- a シフト会議議事の記載(甲9・2枚目(甲38㉓))には、「チップは半額本人に支給、半額は全員で分配する、分配方法優先順位をつけていく」及び「4. 最終残金は、タレント数でアルバイト代として均等に分ける」との記載があるが、下記(イ)ないし(エ)で述べる原告提出の各集計表(甲10の2、乙22、23)を精査しても、最終残金を均等に分けていたことを確認できない。さらに、「2. 同伴の時にグループ店利用についてバックをつける」、「集計金額の確認は、Qさん(事務所)が行う」との記載があり、それが実施されていたならば、本件各ナイトクラブの店長等が本社事務所に持参する業務日報及び同日報に貼付された日計票(乙2、乙13の1ないし8、乙24)に当然、同伴指名に係るグループ店利用事実に関する記載があつてしかるべきであるが、これらを精査しても、同伴指名に係るグループ店利用事実に関する記載がなく、結局のところ、本社事務所においてグループ店利用に係るバックの額を確認することはできない状況にあった。このような事実からすると、シフト会議議事に記載された事項は、何ら実行されていなかったといえる。
- b 平成16年3月5日の定例会議議事の記載(甲9・4枚目(甲38㉔))には、「シートにメインとヘルプを記入すること」、「ドリンクバックは21Pより支給する」、「3月いっぱいまではよいが、4月より対象とする」と記載されているが、平成16年4月の業務日報に貼付された日計票には「メイン」と「ヘルプ」の記載は認められず(乙14の1ないし15)、また、下記(エ)で述べるとおり、E集計表(乙22)では、ボーナスポイントが21ポイント未満で基準を満たしていないタレントに対してまでドリンクバックが支払われた趣旨の記載がある。このような事実からすると、定例会議議事の記載事項も、実際には何ら実行されていなかったといえる。
- c 平成13年5月2日の定例会議議事の記載(甲38㉓)には、「毎月第一金曜日に定例会を行う、又、主催を各店の持ち回りとする。」と記載があるが、平成13年6月、同年9月、同年11月、平成14年3月、同年8月、平成15年7月及び同年8月における定例会議議事の記載が存在せず、また、議事録が存在しない回の前月の定例会議議事の記載には翌月定例会を開催しない旨の記載がない。さらに、議事の記載が存在しない回の翌月の定例会の議事の記載において、当該議事の記載が存在しない回において議題とされていたはずの店舗ごとの売上等の分析が行われた旨の記載が一切されていない。
- d 平成13年7月6日の定例会議議事の記載(甲38㉕)には、「他の店ではペナルティー(D1万、B1ヶ月アルコールストップ、E1ヶ月アルコールストップ)を取っているので、Cでもペナルティーを取るように考える事とする。」及び平成15年2月7日(甲38㉕)「ペナルティーを取るかどうか」と記載があるが、原告においてペナルテ

イー収入の計上がないことと整合しない。

- e 平成13年8月(甲38⑦)「(イ)B(途中省略)チップを含み2000万到達」との記載があるが、チップ(指名料)は全額各タレントに渡していると原告が主張していることと整合しない。

(イ) B集計表(甲10の2)は措信できないこと

B集計表は、以下に述べるとおり、その記載内容等に不自然、不合理な点が多々あり、他店舗に関する集計表にも不自然、不合理な点が多々あることからすると、B集計表は原告の主張に合わせるように、後日意図的に作成されたものとの疑いが強く、信用できない。なお、原告は原処分庁及び異議審理庁に対しては、同集計表を提示していない。

a B集計表に計算誤り又は記載誤りがあること

- (a) B集計表には、以下のとおり、総数66頁中26頁にも及ぶ計算誤り又は記載誤りが存する(甲10の2、乙26別紙①ないし⑥⑥の黄色部分)。上記各誤りには、本件各タレントに対する支払額の誤りが計26箇所も存し、なかには、1名に対し1回に支払ったとする金額が6万円も過少となっている記載もある(乙26別紙⑫)。

① 甲第10号証の2の②、⑬、⑭、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕及び㉖において、本指名、場内指名及び同伴指名の算出金額に誤りが存する(乙26別紙②、⑬、⑭、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕及び㉖)。

② 甲第10号証の2の①、③、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟及び㊱において、ドリンクバックの算出金額に誤りが存する(乙26別紙①、③、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟及び㊱)。

③ 甲第10号証の2の㉚は、計7名のタレントに1回の支払額でそれぞれ1万円、合計7万円の誤りが存する。

- (b) 原告は、チップの分配について厳格なチェックをしていたというのであるが、そうだとすれば、同集計表に上記のような多数の計算誤り及び記載誤りが存在することは許されないはずであるし、複数のチェックを通過したにもかかわらず、同集計表の誤りは何ら是正されなかったことになる。また、最もチップ額を関心をもっている本件各タレントが、同集計表に記載された誤った金額を何らの疑問も持たず受領したことにもなる。これらの事実は極めて不自然、不合理であり、この点から、B集計表は、信用することができない。

b B集計表の記載内容とワイン等注文本数が合致しないこと

同集計表に基づいて算出したワイン注文数(乙26別紙⑦ないし⑩⑩の「合計本数」(茶色部分)欄参照)と日計票(乙24)から集計した注文数(乙26別紙⑦ないし⑩⑩の「計」(緑色部分)欄参照)に差異が多々あり、なかには13本の差異(平成15年10月1日ないし同月15日)がある場合も存する(乙26別紙⑦ないし⑩⑩の「本数差」(黄色部分)欄参照)。そもそも、ワイン等のドリンクバック対象回数(甲10の2における「正」の字で表される本数等)を同席人数で除した値が整数とならないこと自体、同集計表が事実の注文本数等に基づいて作成されていないことの証左である(乙26別紙④、⑧、⑫、⑯、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟及び㊱におけるドリンクバックに係る表の欄外下「本数(①÷人)」欄参照)。この点からも、B集計表の記載内容は、信用することができない。

c B集計表の記載内容の根拠が不明であること

B集計表の「ワイン」欄に記載されたドリンクバックに係る分配の対象となる各タレントごとのワイン、ワインセット及びカクテルの注文本数等が、業務日報及び日計票からは明らかにならない(乙24)。また、業務日報に貼付された日計票を精査しても他店同伴に係る指名本数が明らかにならず(乙24)、B集計表の「他店同伴」欄に記載された分配額の算定根拠が不明である。適正に算定が行われているのであれば、同日計票の記載とB集計表の記載との間に当然連動が認められるはずなのに、それが認められない。仮に、同集計表が事実に基づき作成されたとしても、カクテルの注文本数並びにワイン及びワインセット注文数に応じ分配される本件各タレントごとのタレントバックに係る金額は、「その客の席にタレントが複数いた時は、500円(ワインセットは1500円)をその人数で割った金額」など複雑であり、本件各タレントでなくても当日のタレントバックに係る金額をメモ等することはおよそ不可能というべきであり、B集計表は、この点においても信用性がない。

d 原告が異議調査において提示した集計表との対比

原告は、E集計表(乙22)及びD集計表(乙23)を異議調査において異議調査担当者に提示しているところ、D集計表及びE集計表の各記載にしたがえば、原告は、各集計表該当期間において、本件各タレントごとのタレント指名料収入を半月の期間で管理し、他店同伴バック、フードアランス、ドリンクバック、休日出勤(アルバイト)及び賞金(BONUS)として分配したものとかがわれ、これは、原告の主張と異なる。

また、B、D、Eはグループ店であり、同じ業態であるにもかかわらず、各表題用語や「休出」の金額などその様式及び体裁の統一性を欠くものであるから、そもそも、各店舗の日々の営業に用いられるべき適格性に欠けており、まず、形式的な側面から信用することはできないのであって、原告の主張に合わせるように後日意図的に作成されたものとの疑いがある。

(ウ) D集計表(乙第23号証)は措信できないこと

以下に述べるとおり、D集計表の記載は極めてずさんであり、日々の営業の過程で作成されたものと考えすることはできないから、信用することができない。

a 平成16年1月6日の各指名料欄の金額は、前日分である同月5日の金額が誤って重複されて記載され、その結果1月7日ないし10日の各指名料欄についても、上記記載誤りに連動し、それぞれ前日分のタレント指名料の額が記載され、それに伴い本来の1月10日分のタレント指名料の総額11万2000円が記載漏れとなっている(乙13の1ないし8、乙27)。

b 業務日報に貼付された日計票を精査しても他店同伴に係る指名本数が明らかではなく(乙13の1ないし8)、D集計表の「他店同伴」欄に記載された分配額の算定根拠が不明である。

c D集計表の「ワイン」欄に記載されたドリンクバックに係る分配額の算定根拠が不明であることに加え、業務日報及び日計票を精査しても分配の対象となる各タレントごとのワイン等の注文本数が明らかにならない(乙13の1ないし8)。

(エ) E集計表(乙22)は措信できないこと

同集計表の記載は、以下のとおり矛盾がある上、根拠を欠いており、日々の営業の過程

で作成されたものと考えすることはできないから、信用することができない。

- a E集計表における指名区分は、「指名」、「指名B」、「同伴」、「クラブ同伴」及び「飲食同伴」とされているところ、業務日報に貼付された日計票の指名区分は、「本指名」、「場内指名」及び「同伴」(指名)となっており(乙14の1ないし15)、当該日計票を精査しても同集計表における指名区分ごとの指名本数等が判明しないことから、その算定根拠が不明である。
- b E集計表の「F・A」欄にはいずれも「8000」と記載され、フードアランスとして8000円が支払われたとされているところ、同集計表の計算期間における各タレントの就労日数であるところの「出日」欄の日数は15日であり、同集計表から算定されるフードアランスの1日当たりの金額が500円とならない。
- c D集計表と同様に、E集計表の「WINE」欄に記載された分配額の算定根拠が不明である上、業務日報及び日計票を精査してもドリンクバックに係るタレントの人数、各タレントごとのワイン等の注文本数が明らかにならない(乙14の1ないし15)。

(オ) チップの入出金帳簿(甲11)は措信できないこと

タレントへの指名料の支払について、原告が主張するように来店客から預かった指名料をそのまま全額各タレントに払っていたのであれば、入金額(預り金)をそのまま出金(支払)するだけであるから、原告の主張するような赤字が生じることはあり得ないし、仮に、赤字が生じていたとすれば、その赤字部分の資金をどこから調達していたのか不明であって、このような不合理な点があることから、上記帳簿が日々の営業過程で実態を反映させて誠実に作成されたものと考えすることはできず、原告の主張に合わせるように後日意図的に作成されたものとの疑いが濃厚であって、信用できない。

(カ) Q(以下「Q」という。)の「説明書」(甲12)は措信できないこと

同説明書ではBの店長「R」を誤って「r」と記載されているところ、Qは、有限会社Kの給与台帳(乙33)から、少なくとも平成15年5月から同年12月までの8か月間は同社の従業員であったことが明らかであり、同期間において同社の従業員であったrとRを間違えること自体不自然である。また、原告は、本件訴訟において、同説明書に記載のあるワープロ打ちした書類、同伴レシート、ドリンクオーダー表及び各店作成の計算メモのいずれの書類も提出しておらず、同説明書は客観的な裏付けを欠いており、この点においても信用し難い。さらに、Qは、現在、株式会社P(以下「P」という。)の代表者を務めている(甲40・1頁)が、Pがもともと原告の関連会社であったこと及びQが原告会社の従業員であったことを考え合わせれば、Qとしては、原告の意向に背けない立場にあったものといえる。これらの点を考慮すると、上記説明書(甲12)が、原告の主張を裏付けることを目的として、後日、原告の意向に沿って作成されたものである可能性は高く、措信できない。

(キ) 「分配の仕方」(甲37)は措信できないこと

次ぎに述べるとおり、不自然、不合理な点が多々あり、信用することができない。

すなわち、「分配の仕方」(甲37)は、Bにおける分配の仕方が記載されたものであるという(甲12・3枚目)が、「3. 休日出勤@5000円X各日数」との記載は、B集計表において休日出勤の報酬が1万円とされていることと合致しない。Qが、休日出勤に係る報酬が1日当たり1万円であったことを知っていたのであれば、当該分配の仕方(甲

37)を作成する際に休日出勤の単価を読み間違えて、入力を誤るとは考えられない上、本件各ナイトクラブのタレントバックを半月ごとにチェックするためにワープロ打ちするまでの必要性が生じていたものであれば(甲12、甲40)、「分配の仕方」の記載誤りを5000円から1万円に訂正するのが自然であるところ、手書きによる訂正すらされていない。さらに、甲第37号証は、フードアランスの計算期間についても、上記(エ)bのとおり、他の証拠と矛盾する。

(ク) Bシステム以外の計算方法を示す書類が一切存在しないこと

原告としては、将来の税務調査において、指名料がタレントのものであり報酬の一部ではないから源泉所得税を納付する必要はないとの主張をするためには、当然、タレントに渡される指名料の算定方法、受領証等の書類を完備し、税務調査に備えているはずであるにもかかわらず、それらを明白に証明する書類を一切備えておらず、本件訴訟に提出できないこと自体が極めて不自然である。

(3) 原告に所得を免れる意図や過少に申告する意図があったか

(原告の主張)

納税者が当初から過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をしたうえ、その意図に基づく過少申告をしたような場合には、重加算税の賦課要件が満たされる(最高裁判所第三小法廷平成6年11月22日判決・訟務月報41巻11号2887頁、最高裁判所第二小法廷平成7年4月28日判決・民集49巻4号1193頁)。また、学説や裁判例には、「所得を免れる意図」が存在するといえなければ、重加算税を賦課できないとするものも少なくない。

第一に、本件においては、原告代表者が、「タレントの指名料を全額タレントに渡せば、課税上の問題は出てこない」との顧問税理士の指導を真に受けて、平成11年2月以降に新たな制度を開始したことは否定し得ない。前記のとおり、税務調査時においても、原告代表者はそう思っていたのである。そうであれば、原告としては、客から受け取る指名料は、所得の原資とはならないと理解していたことになるから、「所得を免れる意図」「過少に申告する意図」などあろうはずがない。

第二に、原告が業務日報という帳簿を新たに作り、ここに原始記録たるレジペーパーを貼り付け、他の帳簿を同じ場所に保管していた事実からみて、「所得を免れる意図」があろうはずがない。「所得を免れる意図」で始めたものであれば、入金した指名料が分かる書類を、長年にわたり保存しておくはずがないからである。

第三に、本件調査においても、「業務日報」だけを別の場所に移すとか、隠すなどの行動が全くなかった(平成16年10月19日に税務調査が始まり、20日にはじめてキャビネットを開けて「業務日報」を示しているのであるから、19日から20日にかけて、移動・隠匿する機会が十分にあった。)。原告代表者は、当日、調査担当者に甲1号証を渡してよく説明もしている。

第四に、カラオケチケット収入については、原告は平成10年の税務調査で是認されたとおりの方法で係争年も経理処理していただけであり(単に現場課税部局の見解が変わったために、今回の処分を受けたものである。甲41)、「納税者が当初から過少に申告することを意図していた」ものでないことが裏付けられる。

以上の事実によれば、原告においては、「納税者が当初から過少に申告することを意図して

いた」ことも、「その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした」こともなかったのであるから、重加算税を課すことは、明らかに不当、違法である。

(被告の主張)

原告は、本件各事業年度の法人税及び本件各課税期間の消費税等について、納付すべき税額を過少に申告していたものであり、納付すべき税額を過少に申告していたことについて、国税通則法65条4項に規定する正当な理由も存在しない。

また、原告は、本件各ナイトクラブにおけるタレント指名料収入及びカラオケチケット収入を売上げから除外し、その除外したタレント指名料収入を原資として簿外でタレントバックを支出したほか、除外したカラオケチケット収入を取締役である丙に簿外で支給するなどして、本件各事業年度の法人税及び本件各課税期間の消費税等について、納付すべき税額を過少に申告していたものである。これらの原告の行為は、国税通則法68条に規定する「国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当する。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 本案前の判断

- (1) 納税義務者が確定申告書を提出すれば、原則として、それによって納税額が確定し、納税義務者が確定申告書の記載の錯誤による無効を主張しうる場合であれば格別、そうでない以上、更正の請求という手続によってのみ、その金額の減額変更を求めうるのであるから、かかる更正の請求手続をとることなく、訴えによって更正処分のうち申告額を超えない部分の取消しを求めることは、納税義務者の自認する納税額の範囲を超えて更正処分の取消しを求めることになり、訴えの利益を欠くものとして許されないというべきである。

原告は、被告に対し、別表3及び4の各「確定申告」欄記載のとおり申告を行った(前記第2の1(2))から、本件訴えのうち、伊那税務署長が原告に対して平成17年12月27日付けでした(1)平成14年4月期の法人税の更正処分のうち所得金額377万6620円、納付すべき税額82万0200円を超えない部分、(2)平成15年4月期の法人税の更正処分のうち、所得金額3795万8393円、納付すべき税額1167万2900円を超えない部分、(3)平成16年4月期の法人税の更正処分のうち、所得金額1536万7443円、納付すべき税額396万6200円を超えない部分、(4)平成14年4月課税期間の消費税等の更正処分のうち、消費税の納付すべき税額1144万1800円を超えない部分、地方消費税の納付すべき譲渡割額286万0400円を超えない部分、(5)平成15年課税期間の消費税等の更正処分のうち、消費税の納付すべき税額1194万5900円を超えない部分、地方消費税の納付すべき譲渡割額298万6400円を超えない部分、(6)平成16年課税期間の消費税等の更正処分のうち、消費税の納付すべき税額1487万9100円を超えない部分、地方消費税の納付すべき譲渡割額371万9700円を超えない部分について取消しを求める部分はいずれも訴えの利益を欠き不適法であり、却下を免れない。

- (2) 課税処分の全部又は一部が審査裁決により取り消されたときは、その取り消された部分は効力を失うから、同部分の取消しを求める訴えの利益はない。また、減額再更正があったときは、当初の更正処分の取消請求は、減額再更正により減額された部分につき訴えの利益を失う。

本件法人税更正処分等については、別表3「裁決」欄記載のとおり、その一部が審査裁決により取り消された(前記第2の1(5))から、本件訴えのうち、伊那税務署長が原告に対して

平成17年12月27日付けでした(1) 平成14年4月期の法人税の更正処分のうち裁決により取り消された部分及び重加算税の賦課決定処分のうち裁決により取り消された部分、(2) 平成15年4月期の法人税の更正処分のうち裁決により取り消された部分及び重加算税の賦課決定処分のうち裁決により取り消された部分、(3) 平成16年4月期の法人税の更正処分のうち裁決により取り消された部分及び重加算税の賦課決定処分のうち裁決により取り消された部分について取消しを求める部分はいずれも訴えの利益を欠き不適法であり、却下を免れない。また、本件各納税告知処分については、平成14年2月分ないし平成16年2月分について伊那税務署長が別表5「納税告知等取消」欄記載のとおりその一部を取り消し(前記第2の1(7))、平成13年9月分について別表5「裁決」欄記載のとおりその一部が審査裁決により取り消された(前記第2の1(5))から、(4) 平成13年9月分の源泉所得税の納税告知処分のうち裁決により取り消された部分、(5) 平成14年2月分ないし平成16年2月分の源泉所得税の各納税告知処分及び不納付加算税の各賦課処分のうち、平成20年2月15日付けでした源泉所得税の各納税告知処分の一部取消し及び不納付加算税の各変更決定処分により取り消された部分の取消しを求める部分はいずれも訴えの利益を欠き不適法であり、却下を免れない。

## 2 本件調査に違法があったかについて

(1) 前記第2の1前提事実(3)並びに証拠(甲14ないし26、乙8、17ないし21、37ないし39。なお、掲記の各証拠のうち、以下の認定に反する部分を除く。)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 伊那税務署長は、原告の法人税、消費税等の申告等が適正になされているか否かを確認するために、同署所属の丁係官、S係官(以下「S係官」という。)、T係官(以下「T係官」という。)、U係官(以下「U係官」という。)、V係官(以下「V係官」という。)、W係官(以下「W係官」という。)、X係官(以下「X係官」という。)、Y係官(以下「Y係官」という。)、Z係官(以下「Z係官」という。)及びa係官(以下「a係官」という。)に対し、原告の税務調査を行うよう命じ、平成16年10月19日に原告の本社事務所及び本件各店舗に臨場して調査に着手することとした。

イ 丁係官ら4名が、平成16年10月19日、本社事務所に臨場した際の状況は、次のとおりである。

(ア) 丁係官ら4名は、平成16年10月19日午前10時ころ、本社事務所に臨場し、丁係官において、応対に出た従業員と思われる女性に身分証明書と質問検査章を提示し、原告代表者の所在を尋ねたところ、外出して不在である旨の回答を受けた。そこで、丁係官は、役員が在社するかどうか尋ねたところ、「しばらくすれば乙が出社するのでそれまで待ってもらいたい。」と言われて他の係官とともに応接室に案内された。

(イ) 丁係官ら4名は、午前10時30分ころ出社してきた乙に対し、それぞれ身分証明書及び質問検査章を提示し、丁係官において、原告会社の税務調査のために臨場したことを告げ、原告代表者への連絡を依頼するとともに、確定申告書に税務代理権限証書が添付されていた戊税理士に連絡してもらっても構わない旨告げた。乙は、原告代表者に連絡するとともに、戊税理士及び有限会社bのd(以下「d」という。)に対する協力依頼を行った上で、丁係官に対し、「原告代表者は折り返し電話をしようと言っている。戊税理士は不在で連絡がつかなかったので、記帳代行をしてもらっている有限会社bのdに連絡した。」

と述べた。

- (ウ) 午前11時ころ、dが来社した後、原告代表者から本社事務所に電話が入ったため、丁係官は、原告代表者に対し、「原告の法人税、消費税、源泉所得税等の税務調査のために臨場した。」と告げ、「本社のほか各店舗の調査も行いたいので調査に協力してもらいたい。」旨依頼したところ、原告代表者は、「本社事務所に戻るのは午後2時か3時になるが、本社のほか各店舗の調査には協力する。」と述べた。丁係官は、原告代表者に対し、「その旨を乙に伝えてほしい。」と依頼し、乙と電話を替わった。乙は、原告代表者から、本件調査にできる限り協力するよう指示を受けた。
- (エ) 丁係官は、e統括国税調査官（以下「e統括官」という。）の指示を仰いだ上で、乙に対し、「F及び㊸の各責任者に連絡し、調査に協力するように指示してもらいたい。」旨依頼した。乙は、F勤務のMらに対し、原告代表者から上記(ウ)の指示を受けたことを伝えた。
- 丁係官は、上記各店舗に臨場することになっているS係官及びY係官にそれぞれ電話をし、原告代表者から調査に協力する旨の承諾が得られたので、本社から連絡を受けた責任者の立会いを求めて各店舗の調査に着手するよう連絡した。
- (オ) 丁係官ら4名は、その後、本社事務所の応接室で待機していたが、戊税理士は午後2時30分ころ来社したものの、原告代表者は午後3時になっても帰社しなかった。丁係官から再び原告代表者への電話を依頼された乙は、電話をするために応接室を出て行ったが、しばらくして戻り、原告代表者との連絡が取れないと述べた。丁係官は、乙に対し、引き続き原告代表者への連絡を取るよう依頼した。
- (カ) 午後3時30分ころ、原告代表者から、本社事務所に戻るのが少し遅れる旨の電話があったため、丁係官は、原告代表者に対し、「ナイトクラブが開店するまでには調査を終了するので、Eほかナイトクラブ4店舗の調査に協力してもらいたい。」と依頼した。これに対し、原告代表者は、「ナイトクラブの開店準備前に調査を終了してもらえるのであれば、調査に協力する。」、「調査の立会いには乙を向かわせる。」と述べたが、丁係官が「ナイトクラブの開店までに乙が各店舗を回り、調査の立会いをすることは時間的に難しい。」と説明したところ、乙と相談した上で「ナイトクラブ4店舗の調査には、乙のほか、店長も対応する。」と述べた。
- (キ) 丁係官は、乙に対し、同人が調査立会いできないナイトクラブの責任者に連絡して調査に協力するように指示してもらいたい旨依頼するとともに、ナイトクラブに臨場することになっているS係官、Y係官及びX係官にそれぞれ電話をし、原告代表者からナイトクラブの開店までの間で調査を行うことについて承諾が得られたので、本社から連絡を受けた責任者の立会いの下で各店舗の調査に着手するよう連絡した。乙は、E勤務のNらに対しても、原告代表者から上記(ウ)及び(カ)の指示を受けたことを伝えた。
- (ク) 午後5時20分ころ、原告代表者が帰社したので、丁係官ら4名は、それぞれ身分証明書及び質問検査章を提示し、丁係官において、本日の調査の状況を説明した上、「本社事務所についても調査に協力して帳簿書類の確認をさせてもらいたい。」旨依頼したところ、原告代表者は、「帰社したばかりで、やることもあるので、後日にしてもらいたい。」と述べた。そこで、丁係官は、同日には本社事務所の調査をせずに翌日に調査を行うこととし、原告代表者に都合を確認したところ、「午後4時以降であれば都合がよい。」との回



答を得た。そして、丁係官ら4名は、午後5時45分ころ、本社事務所を辞去した。

ウ S係官及びZ係官が、平成16年10月19日、Fにおいて本件調査を行った状況については、次のとおりである。

(ア) S係官は、午前11時ころ、丁係官から前記イ(エ)の連絡を受けたが、Fがまだ開店していなかったため、Z係官とともに駐車場で待機することとした。

(イ) 午前11時35分ころ、MがFに出勤した。S係官及びZ係官は、同店入口で声を掛け、Mが店長であることを確認した上で、それぞれ身分証明書及び質問検査章を提示し、S係官において、原告の税務調査のため臨場したことを告げ、調査に協力することについて原告代表者の承諾を得たと連絡があったのでFの調査に協力してもらいたいと依頼したところ、Mは、「本社から調査に協力するように指示されている。」と答えた。

(ウ) S係官は、Mに調査を開始する旨告げ、受付カウンター脇の事務スペースで、MからFの事業概況及び売上金の管理状況等を聴取した。

Mは、同人が1年ほど前から同店の店長を務めており、㊸の店長も兼務していること、売上金はレジで管理しており、日々作成する日報にはレジペーパーから総売上げを転記するほか、現金管理の状況、支払の状況、従業員の勤務状況等を記載していることを説明した。S係官が、Mに対し、レジの中の現金を確認したい旨依頼したところ、Mは、レジを開けてその中の現金を数え始め、「釣銭用現金として5万円及び支払用小口現金として4万5081円が入っている。」と述べた。

その後、S係官は、Mに対し、上記日報の保管状況を尋ねたところ、同人から「店舗には平成16年4月分以降の日報の写し及び昨日分のレジペーパーのほかに平成16年5月からの日々の総売上げ等を記載した大学ノート、受付簿及びレジペーパーのロールを保管している。」との回答を受けたため、Mに対し、「今説明のあった書類を確認したいので、上記書類を提示してもらいたい。」と要請し、Mから上記書類の提示を受けた。

また、S係官は、Mに従業員の出勤状況等を尋ねたところ、同人から「従業員の出勤予定は月ごとの一覧表になっており、給料は毎月20日締めでタイムカードから計算している。」との説明を受け、平成16年10月分の一覧表及び平成16年9月21日から同年10月20日までのタイムカードの提示を受けた。

(エ) さらに、S係官は、Mに対し、「提示のあった上記書類の検討のため当該書類を複写させてもらいたい。また、来客があった場合に支障のない調査場所を借りたい。」と要請した。これに対し、Mは、「どうぞ。」、「使用していないカラオケルームであれば使用してよい。」等と返答し、同係官らをカラオケルームに案内し、携帯複写機で使用する電源の場所を示した。S及びZ両係官は、Mに案内されたカラオケルームに移動し、上記書類を運び込んだ。Z係官は、持参した携帯複写機を当該カラオケルームに運び込み、平成16年4月分、同年5月から同年9月までの各月末分及び同年10月8日ないし同月17日に係る日報並びに大学ノートを複写した(本件複写行為1)。上記複写の間、当該カラオケルームのドアは開放されていたが、Mから複写を制止しようとするなどの言動はなかった。

(オ) S係官及びZ係官は、午後0時50分ころ、Fにおける調査を終了し、同店舗を辞去した。

エ S係官及びZ係官が、平成16年10月19日、Eにおいて本件調査を実施した状況は、次のとおりである。

- (ア) S係官は、午後3時30分過ぎ、丁係官から、前記イ(キ)の連絡を受けた。
- (イ) そこで、S係官及びZ係官は、午後4時ころ、Eに臨場し、応対に出たNにそれぞれ身分証明書及び質問検査章を示しながら名乗り、同人がEのマネージャーであることとを確認した。S係官は、Nに対し、原告の税務調査のため臨場したことを告げ、午後5時までの間で調査に協力することについて原告代表者の承諾を得たとの連絡があったのでEでの調査に協力してもらいたいと依頼した。これに対し、Nは、「本社から調査に協力するように言われているので、調査に協力する。」と答えた。
- (ウ) そこで、S係官は、Nに対し、Eでどのような仕事をしているのか尋ねたところ、同人は、「同店の店長はrであり、自分は店長の下に位置するが、日報の作成及び金銭管理は自ら行っている。」旨返答した。さらに、S及びZ係官は、Nから、同店にはNのほか店長のr、ママのt及びホステス8名が勤務していること等の説明を受けた。
- S係官は、Nに対し、Eの料金システムや売上金の管理状況を尋ね同人から、料金表を示され、同店のセット料金、指名料、カラオケチケット料金等について説明を受け、さらに、売上金を記載した集計ノート及び営業日報等を示されて、「指名料以外の現金売上はG信用金庫信大前支店の夜間金庫に預け入れ、指名料は、閉店後、営業日報等と共に本社事務所に持って行く。」旨の説明を受けた。
- また、S係官は、Nに対し、Eに就労するタレントに対するタレントバックの支払状況を尋ね、同人から「本社でBシステムに基づいてタレントバックの額を計算しており、支払日には本社事務所から各タレントのタレントバックの額を記載した一覧表及び現金が渡されるので、各店舗において各タレントにその金額を現金で支払い、当該一覧表に受領のサインをもらっている。」との説明を受け、当該一覧表の保管状況、について「タレントからサインをもらった後、本社に持って行くので、本社に保管されていると思う。」との返答を得た。
- (エ) S係官は、午後5時までの残り時間が少なくなってきたので、Nに対し、「提示を受けた書類を検討するため、複写させてもらいたい。」と要請し、同人から「結構です。」との返事を得た。Nは、S係官が車に携帯複写機を取りに行こうとするのを制止し、「ここにもコピー機はあるので、それを使ったらどうですか。」とE備付けの複写機を使用することを申し出た。そこで、S係官は、この申出を受け、「コピー代は後で支払いますから、よろしくお願いします。」と言い添えて、NにBシステム及び売上集計ノートを手渡して複写を依頼したところ、同人は自ら複写作業を行い(本件複写行為2)、S係官に対し、それらの写し計7枚を手渡した。
- (オ) さらに、S係官は、午後5時の調査終了時刻が迫ってきたため、Nに対し、「営業日報など、まだ複写したい書類があるので、持参した複写機でも複写をさせてもらいたい。」旨改めて要請したところ、同人は「結構です。」と言った。Z係官は、店舗を出て携帯複写機を取りに行き、当該携帯複写機で、Nから提示のあった平成16年10月15日ないし同月18日の営業日報等を複写した(本件複写行為2)。
- 上記複写の間、Nから、複写を拒否するか、抗議するなどの言動はなかった。
- (カ) S係官は、Nに対し、E備付けの複写機で複写した7枚分の複写代金の支払を申し出たところ、同人から「いくらもらってよいか分からない。」との返答があったため、「複写代金は本社事務所で確認した上で支払います。」と告げた。

S係官らは、午後5時過ぎ、Eでの調査を終えて辞去した。

オ 丁係官、S係官、U係官、V係官及びW係官の5名が、平成16年10月20日、本社事務所において本件調査を実施した状況については、次のとおりである。

(ア) 丁係官、S係官、U係官、V係官及びW係官の5名は、午後4時から、税務調査のため本社事務所に臨場し、原告代表者と面接した。

S係官は、前日のナイトクラブの調査において、指名料が閉店後に営業日報等と共に現金で本社事務所に届けられることを確認していたので、応接室において、原告代表者から原告の事業概況を聴取した後、ナイトクラブの指名料収入の記帳方法について尋ねた。

原告代表者は、指名料は顧客からタレントに支払われるもので、タレントに全額支払っているため、原告にとっては預かり金であり、売上げには当たらない、前回の調査でも当時の顧問税理士から指名料は記帳しなくてよいと言われた等と答え、さらに、タレントバックを記録したものがあろうかとのS係官の質問に対し、指名料は全額タレントに戻しているためにこれを記録したものはないと答えた。そこで、S係官は、前日のEにおける調査でNから聴取した各タレントへの支払額を記載した一覧表の保管状況を尋ねたところ、原告代表者は、指名料はホステスに全額戻しており、同一一覧表を保管する必要はないので廃棄していると答えた。

(イ) 丁係官は、原告代表者に対し、帳簿書類等の保管場所を確認させてもらいたいと要請したところ、他の4名の調査担当者とともに応接室に隣接する事務室に案内された。

丁係官ら5名は、事務室内のキャビネットの中に、本件各ナイトクラブの売上に関する日報の綴りが収納されていることを確認したが、冊数が相当多かったことから、一部を抜き出して記載内容を一通り見ただけで、内容の精査、検討までは行わなかった。

引き続き、丁係官ら5名が、事務室内のパソコンで作成された帳票類の確認をしようとした際、原告代表者は、「帳簿類を持って行ってもらってもいいから、調査を早く終わらせてほしい。」と発言した。丁係官は、原告代表者に対し、「帳簿書類を借り上げる場合には、改めてお願いします。」と告げた。

(ウ) また、原告代表者から「総勘定元帳は社長室のキャビネットに保管している。」との説明を受けたため、丁係官及びV係官は、原告代表者と共に社長室に移動し、総勘定元帳の記載内容の概要を確認して応接室に戻った。

ここまでの間、丁係官ら5名は、原告代表者から、帳簿書類等の確認を拒否されたり、抗議を受けることは一切なかった。

(エ) 応接室に戻り、S係官が、原告代表者に対し、「売上げに関する日報で売上日報と業務日報などの名称が出てくるが、正式には何というのですか。」と尋ねたところ、原告代表者は、「売上げを記載したものは売上日報である。」と答えた。

(オ) 丁係官は、原告代表者に対し、「本日は帳簿書類等の内容の精査、検討にまで至らなかったため、翌21日も本社事務所で引き続き調査をさせてもらいたい。」と調査の継続を要請したところ、原告代表者から、「翌21日は来客の予定があり、調査担当者らが事務室と応接室を往来するようなことはしてほしくないため、同日の調査に必要な書類等を事前に用意しておくから、書き出してほしい。」との要望が出された。

そこで、丁係官らは、翌日の調査において必要になると見込まれた帳簿書類等を記載した本件リストをその場で作成し、原告代表者に交付した。S係官は、本件リストを原告代

表者に手渡す際、「リストに書き出した書類だけが調査の対象ではなく、調査の過程で必要な書類が出てきた場合には、その都度書類の提示を依頼する。」ことを説明したが、原告代表者はこれに対し特に異を唱えなかった。

(カ) 丁係官らは、午後6時ころ、本社事務所を辞去した。

カ 丁係官、S係官、T係官、X係官及びU係官の5名が、平成16年10月21日、本社事務所において本件調査を実施した状況は、次のとおりである。

(ア) 丁係官、S係官、T係官、X係官及びU係官の5名は、平成16年10月21日午前10時ころ、本社事務所へ税務調査のため臨場したところ、応対に出た乙から、原告代表者は台風被害の調査のため外出しており不在であるが、昨日要請のあった書類等は応接室に用意してあるので見てもらって構わないとの申出があり、同人の案内で応接室に入ると、床とテーブルの上に帳簿書類等が整然と並べられていた。

(イ) 丁係官らは、乙の立会いの下、本社事務所応接室において、床等に並べられていた売上日報の精査を開始したところ、売上日報には指名料収入の記載がなく、前日閲覧した事務室キャビネット収納の日報の内容とは相違していることに気付いた。

そこで、丁係官は、乙に対し、「昨日依頼した書類の中で出ていないものがあるようなので、事務室のキャビネットの中をもう一度見せてもらえませんか。」と述べたところ、乙は、「わかりました。」と言ってキャビネットの扉を開けた。丁係官らは、同キャビネットに残っていた業務日報の記載内容を閲読して、同業務日報が前日の調査において閲覧して指名料収入等の記載があることを確認した帳簿であり、調査の対象とすべき帳簿であると判断し、乙に対し、キャビネットを指し示しつつ、「この書類です。応接室に運んでよろしいですか。」と聞いたところ、同人は、「どうぞ。」と答えた。そこで、丁係官らは、上記業務日報をキャビネットから搬出して応接室に運び入れた。その際、この日の調査開始時から本社事務所にいたdもこれを手伝った。この搬出等について、乙から、これを制止するとか、異を唱えるといった言動はなかった。

(ウ) 丁係官らは、ナイトクラブにおける指名料収入及びタレントバックについて、応接室に運び込んだ業務日報から、指名本数等を罫紙に転記しながら検討を始め、また、それと並行して、平成16年10月分のタレントバックについて、同月分の営業日報から、タレントバックの算定の基になるポイント数を罫紙に転記しながら検討を始めた。

丁係官は、ナイトクラブの指名料収入及びタレントバックについて検討するに当たり、対象となる書類が膨大な量であり、平成16年10月分の営業日報は正に当月の書類ということもあって、上記営業日報を複写して検討する方が効率的であり、原告にとっても負担が少なく便宜であると判断し、乙に対し、複写機を持参していることを告げた上で、営業日報の複写を要請したところ、同人から「どうぞ。」との返答があったため、X係官が持参した携帯複写機で上記営業日報の複写を始めた（本件複写行為3）。

また、丁係官は、同携帯複写機の複写速度が遅く、検討に必要な全ての日報を複写するのにかなりの時間を要すると見込まれたため、乙に対し、「書類が多量で、携帯複写機だけでは全部を複写できそうもないので、事務室備付けの複写機も借用したい。代金は後ほど支払わせていただく。」と要請したところ、同人から「どうぞ。」との返答があったため、T係官において、事務室備付けの複写機で上記営業日報の複写を始めた（本件複写行為3）。

(エ) さらに、丁係官は、平成13年1月分以降、上記営業日報へのシステム変更までの期

間の指名料収入及びタレントバックについて検討するためには、上記業務日報を精査、検討する必要があると考えたが、それらの分量が大量であり、内容の精査、検討に相当の時間を要することが見込まれたことから、これらを借り上げて検討したほうが効率的であり、また、原告代表者の「帳簿類を持って行ってもらってもいいから、調査を早く終わらせてほしい。」との発言（上記オ(イ)）に沿い、原告にとっても便宜であると判断し、書類の借上げを要請するため、原告代表者への連絡を乙に依頼した。

(オ) 午後1時30分ころ、原告代表者と電話が通じたため、丁係官は、原告代表者に対し、「引き続き税務署内で検討したいので、帳簿書類を借り上げたい。」と要請した。原告代表者は、当初、「総勘定元帳だけならよい。」と応答したが、丁係官から「本件各店舗の売上げ及び給与関係を検討するためには、総勘定元帳だけではなく、その元となっている関係書類も必要なので、ぜひ借用したい。」「借り上げた書類で、業務で必要なものは、連絡をしてもらえば直ちに返却します。」等と重ねて要請されたため、「給与関係で最近のものは、見る機会が多いので困る。」と述べたものの、それ以上に帳簿書類の借上げを拒否するとか、異を唱えるということにはなかった。丁係官は、原告代表者の上記の対応について、「給与関係で最近のもの」以外の帳簿書類については、借上げに応じる意向があるものと理解して、「具体的な借上げ書類をリストアップした上で、再度連絡する。」と告げた上で電話を切った。

(カ) 上記(オ)の電話の後、丁係官らは、平成16年分の給与関係の書類を除き、本件預かり業務日報を含む帳簿書類をリストアップした上で、本件預かり証を作成するとともに、乙に対し、再度、原告代表者への連絡を依頼した。しかし、丁係官からの二度にわたる依頼に対し、乙から、いずれも、原告代表者に電話が繋がらないとの報告があり、原告代表者と連絡を取ることはできなかった。

(キ) 丁係官は、上記(オ)の原告代表者との電話でのやりとりにおいて、「リストアップして再度連絡する。」と約したことから、連絡の取れない原告代表者への対応を依頼するため、戊税理士に連絡することにした。

(ク) 丁係官は、午後3時15分ころ、戊税理士に対し、電話で、原告代表者との電話でのやり取りを説明するとともに、具体的な借上げ書類を連絡することになっていたが原告代表者との連絡が取れないと話したところ、同税理士から、「私が責任を持って話しておくので、借り上げてもらって構わない。」との返答があった。

(ケ) 丁係官は、e統括官に電話をし、原告代表者及び戊税理士とのやり取りの経過を報告した。e統括官は、帳簿書類を借り上げてよいが、原告代表者が不在であるので、調査に立ち会っている乙に対し、原告代表者及び戊税理士とのやり取りの内容を説明し、本件預かり証と借上げ書類との照合確認を受けた上で借り上げるよう指示した。

(コ) そこで、丁係官は、乙に対し、原告代表者及び戊税理士との電話によるやり取りの内容を説明した上で、「本件預かり証に記載した書類を借用し、引き続き署で検討させてもらうが、業務に必要な書類があれば直ちに返却する。」と話した。

そして、丁係官は、午後3時20分ころ、本社事務所応接室において、dに本件預かり証を手渡して、これを乙及びdに示すとともに、両名に対して手元の控えを読み上げ、調査担当者において本件預かり書類を順次提示して本件預かり証の記載と照合させて相違がないことの確認を受けながら、乙が用意した段ボール箱に順次収納し、この作業が完了

した後、乙に対し、「大事な書類ですから大切に保管してください。」と言って、本件預かり証の保管について注意を促した。

この間、乙は、丁係官らの本件預かり書類の借上げを拒絶したり異議を唱えたりしなかった。

(サ) その後、丁係官は、乙に対し、本社事務所及びEに備付けの複写機で複写した代金の支払を申し出たが、乙から、原告代表者が不在のため受け取るべきかどうか分からないとの返答があったため、後日、原告代表者に確認した上で支払うこととした。

丁係官らは、本件預かり書類を自動車に運び込み、午後3時30分ころ、本社事務所を辞去した。

キ 丁係官が、平成16年10月22日、伊那税務署において戊税理士及びdと面談した内容及びその後の対応については、次のとおりである。

(ア) 戊税理士及びdは、平成16年10月22日午前8時30分ころ、伊那税務署を訪れ、丁係官と面接し、原告代表者が「本件預かり書類の中に了解していない書類があり、税務署の職権による強引なやり方だ」、「今後の調査には一切応じるつもりはない。」等と言って憤慨していると述べた。

(イ) 丁係官は、戊税理士に対し、e統括官に報告した上で対応を検討する旨回答した上で、今後の調査において協力が得られるよう原告代表者への口添えを要請した。これに対し、戊税理士は、「原告代表者から直接、本件預かり書類の返却を要請されたわけではないが、感情的になっているので、いったん返却した方がよいのではないか。」と述べ、丁係官は、原告代表者及び乙には業務に必要な書類は連絡してもらえば返却する旨話してあるが、原告代表者には直接会って本件調査に対する理解と協力が得られるよう説明すると述べて、面接を終了した。

(ウ) その後、e統括官が、戊税理士に電話をし、原告代表者の真意を確認したが、同税理士は、「借上げ書類について、原告代表者と調査担当者に認識の差があると思われるので、直接、原告代表者と話した方がよい。」と述べた。

(エ) 丁係官は、原告代表者の真意を確認するため本社事務所に電話をしたが、応対に出た乙から、原告代表者からの伝言として「本件調査に不信感が募っているので税務署から書面で言い分を出してほしい。」と伝えられたため、乙に対し、税務署としては引き続き帳簿書類を借りて検討させてほしいと考えていることを話し、業務に必要な書類があれば直ちに返却することを原告代表者へ伝えるよう依頼した。

ク 平成16年10月25日以降の経緯の概要は、以下のとおりである。

(ア) 伊那税務署職員は、平成16年10月25日(月)朝、本件調査の正当性について文書による回答を求める旨の質問状及び本件預かり業務日報の持ち出しについて文書による回答を求める旨の質問状2が、伊那税務署の時間外收受ポストに投函されているのを確認した。

(イ) 伊那税務署長は、上記キの戊税理士の説明及び乙の対応、更に上記各質問状の投函とといった状況を受けて、上級庁にも指導を仰いで対応を検討し、上記各質問状について原告代表者が真に作成したものかどうかを確認するとともに、原告代表者が作成したものとしても、即時の返却を求めているのか、書面での回答を待っているのか、他に何らかの思惑があるのか等その真意を確認するために、原告代表者から直接話を聞いた上で、誤解があ

ればそれを解いて引き続き調査への協力を求めていくこと、直ちに本件預かり書類の返却を求めるのであればこれに応じること、原告代表者が上記各質問状についての回答をあくまで求める意向であれば、更なる誤解を避けるため、e 統括官から直接、原告代表者に説明することを決めた。

(ウ) その後、原告代表者からの連絡がないまま、平成16年11月12日に至り、丁係官は、原告代表者にとりあえず本件預かり書類を返却して、本件調査への協力の継続を要請するために、本社事務所に電話をしたが、原告代表者と話をすることができず、応対に出た乙に対し、「改めて同月15日に連絡するので、原告代表者の都合を確認してほしい。」と伝えた。

(エ) 丁係官が、同月15日、本社事務所に電話をしたところ、乙は、原告代表者からの伝言として「年内は仕事が忙しく対応できないので来年にしてほしい。」と伝えた。丁係官は、乙に対し、「書類も返却したいし、少しの時間でも構わないので話をするために日程を調整してもらいたい。」と、原告代表者へ伝えるよう要請した。

e 統括官は、丁係官から原告代表者との間で直接連絡が取れないとの報告を受けたため、同日、戊税理士に電話をし、早期に接触を図りたい旨原告代表者へ伝えてほしいと依頼した。

(オ) 同月19日、戊税理士は、e 統括官に電話をし、原告代表者と連絡が取れない状況であるものの、引き続き連絡を取るよう努力する旨述べた。

その後、原告代表者及び戊税理士から連絡がなかったことから、同月26日、e 統括官は、戊税理士に電話をし、「本件預かり書類の返却の件もあるので、11月中が無理であれば、12月に半日でも1、2時間でも構わないので、原告代表者と直接会いたい」と原告代表者への連絡を依頼した。

(カ) 同年12月1日、戊税理士は、伊那税務署を訪れ、e 統括官に対し、原告代表者が「いまだに質問書の回答がなく、調査担当者が勝手に書類を持って行ったのだから、勝手に返せばよい。」等と言っていると述べた。

翌2日、e 統括官は、本社事務所に電話をし、電話に出た原告代表者に対し、面談を要請したが、原告代表者から「多忙であり、本件調査については冷却期間を置きたいので、来年以降にしてほしい」との返答があった。

(キ) e 統括官及び丁係官は、これ以上、原告代表者と電話で話しても事態は進ちよくしないと判断し、同月6日、本件預かり書類を持参して本社事務所を訪れ、応対に出た乙に対し、原告代表者との面談を申し出た。乙は、いったん事務室内に戻った後、再び出てきて、原告代表者が、年内は丁係官らと会わないと言っていると述べた。

丁係官は、乙に本件預かり書類の返却を申し出たところ、乙は、再び事務室内に戻った後、本件預かり証を持って出て来て、原告代表者が本件預かり証は返却確認のサインをしないで返戻すると言っていると述べた。丁係官は、乙に対し、「返却確認のサインがもらえないのであれば、返却したことにならないので、本件預かり書類はいったん署に持ち帰り、後日、原告代表者と面接した際に返却する。」「必要な書類があれば申し出てもらえば直ちに返却する。」旨述べた。

(ク) 同年12月20日午前9時30分ころ、原告代表者、乙及び⑩会長らは、伊那税務署を訪れ、本件調査に対する抗議を申し立てるとともに、質問状に対する文書による回答を

要求した。

(ケ) ◎統括国税調査官（以下「◎統括官」という。）、e 統括官及び丁係官は、同月 2 2 日、本件調査の経緯について説明するとともに本件預かり書類を返却して今後の調査への原告代表者の協力を要請するため、本社事務所を訪れて、原告代表者と面接した。原告代表者は、「税務署が預ったとの認識がないので、預かり証と称する文書にサインをして書類を受け取るつもりはない。」旨申し立てた。◎統括官らは、返却手続を断念し、本件預かり書類を持ち帰った。

(コ) e 統括官は、同月 2 4 日午前 9 時 4 0 分過ぎ、乙から、原告代表者が本件調査の関係で話したいので午後 3 時過ぎに本社事務所に来てもらいたいと言っているとの連絡を受けたため、丁係官と共に午後 3 時 3 0 分ころ臨場する旨告げた。

その後、伊那税務署宛に、戊税理士から委託業務の解消通知があった旨の同月 2 2 日付け文書と共に、本件預かり証が同封された原告からの郵便物が到着した。

e 統括官及び丁係官は、午後 3 時 4 0 分ころ、本社事務所へ赴き、原告代表者に対し、「本件調査への協力を得て今後の調査を進めたい。」と話し、本件預かり書類の返却を申し出たところ、原告代表者が「返却確認のサインはしないが、同書類は受け取る。」と答えたことから、乙に対し、本件預かり証と、署から持参した本件預かり書類の照合確認を依頼し、同人の照合確認を受けた上で、本件預かり書類を返却した。

(サ) 本件調査に係るコピー代金については、原告代表者が受領を拒否したため、最終的には、平成 1 7 年 4 月 2 6 日、未使用コピー用紙を提供して精算した。

(2) ところで、法人税法 1 5 3 条 1 項、消費税法 6 2 条 1 項及び所得税法 2 3 4 条 1 項は、税務署等の調査権限を有する職員に対し、事業に関する帳簿書類その他の当該調査事項に関連性を有する物件の検査を行う権限を認めているところ、相手方（本件では、法人。この中には当該法人の代表者のみならず、帳簿書類を管理する地位にある当該法人の従業員等も含まれると解される。）は、これを受忍すべき義務を一般的に負い、その履行を間接的心理的に強制されているものであって、ただ、相手方においてあえて質問検査を受忍しない場合にはそれ以上直接的物理的に当該義務の履行を強制し得ないという関係にあるものである。そして、この帳簿書類等を検査することの中には、これを単に閲読するだけでなく、内容を筆写したり、複写機その他の器材を使用して複写をすることも当然に含まれるというべきである。

また、物件の検査の場所等の選定については、質問検査の必要があり、かつ、これと相手方の私的利益との衡量において社会通念上相当な限度にとどまるかぎり、権限ある税務職員の合理的な選択に委ねられていると解される。

(3) 前記(1)認定事実及び前記(2)を前提に、本件各複写行為、本件持ち帰り行為、本件預かり行為及び伊那税務署内における本件預かり業務日報の複写行為について検討する。

ア 本件各複写行為について

前記(1)認定事実によれば、本件各複写行為の対象となる帳簿書類の検査について、原告代表者の同意を得、かつ、検査の現場の責任者である従業員等から任意にその提出を受け、しかも、本件各複写行為については原告の現場の責任者である従業員等の個別の承諾も得ていたといえる。よって、本件各複写行為が違法であるとはいえない。

イ 本件持ち帰り行為について

前記(1)認定事実によれば、①原告代表者は、平成 1 6 年 1 0 月 2 0 日に、「帳簿類を持つ



で行ってもらってもいいから、調査を早く終わらせてほしい。」と発言しており、これは調査担当者が本社事務所内で長期間にわたって検査に当たるよりは帳簿書類を持ち帰ってもらったほうがよいとの原告代表者の意向の表れと解されること、②同月21日に帳簿書類の借上げに関して丁係官と電話で話した原告代表者は、当初「総勘定元帳だけならよい。」と言っていたが、丁係官から、総勘定元帳の元になった関係書類も借用したいが、業務に必要なものは連絡をもらえば直ちに返却する旨の要請をされた結果、最近の給与関係の帳簿書類の借上げは困るという態度に変化したこと、③本件預かり業務日報には、最近の給与関係の帳簿書類といえる平成16年の給与関係の帳簿書類は含まれていないこと、④本件預かり業務日報の持帰りに際しては、丁係官が、当日本社事務所の責任者の立場であった乙との間で本件預かり書類と本件預かり証の照合作業をした上、乙が用意した段ボール箱に本件預かり書類を収納し、乙に本件預かり証を交付したことが認められ、これらの事実によれば、本件預かり業務日報については、原告において伊那税務署への持ち帰りを承諾していたと認定することができる。この点、原告は、伊那税務署が同月21日に検査対象として挙げた書類には「業務日報」の記載がないと主張するが、前記(1)認定事実及び証拠(乙17)によれば、これは文書の表題を厳密に特定したものではなく、しかも例示的な列举であったと認められるから、原告の上記主張をもって承諾がなかったということとはできない。

そして、①本件預かり業務日報の量は膨大で、内容の精査及び検討に相当の時間がかかるものであったこと、②原告代表者も、平成16年10月20日、調査担当者が本社事務所内で長時間にわたって検査に当たるよりは帳簿書類を持ち帰ってもらったほうがよいとの意向を示していたのであり、本件預かり業務日報を事務所から持ち出すことにつき、原告代表者及び検査の現場の責任者である従業員らは異議を述べず、同意していたこと、③調査担当者らは、原告が必要とするときはいつでも返還するという条件で、本件持ち帰り行為をしたことからすれば、伊那税務署を検査の場所として検査を実施したこと(本件持ち帰り行為)は、検査の必要性和相手方の私的利益との衡量において社会通念上相当な限度にとどまるといえる。よって、本件持ち帰り行為が違法であるとはいえない。

#### ウ 本件預かり行為について

本件全証拠を検討しても、伊那税務署の職員が、原告から申入れられた本件預かり書類の返還を拒否し、本件預かり書類の占有を違法に継続した事実は認められない。むしろ、前記(1)認定事実によれば、伊那税務署の職員が、本件調査に対する原告の協力を得るために紛争の原因となっている本件預かり書類を早期に返還しようとしたが、調査担当者らが本件預かり業務日報を無断で持ち帰ったとの見解に固執する原告代表者が同税務署の担当者との面会を避け、又は本件預かり証への署名や本件預かり証と本件預かり書類との照合確認作業を拒否するなどしたことが返還の遅れた原因であるといえる。よって、本件預かり行為が違法であるとはいえない。

#### エ 伊那税務署内における本件預かり業務日報の複写行為について

帳簿書類を検査することの中には、内容を筆写したり、複写機その他の器材を使用して複写をすることも当然に含まれるというべきであるから、上記複写行為が違法であるとはいえない。

- (4) したがって、伊那税務署の職員による違法な職務執行行為は認められず、本件調査に違法があったとはいえない。

### 3 タレントバックの算定に合理性があるかについて

#### (1) 平成13年5月1日から平成15年7月31日までの間

ア 平成16年5月以降、タレントバックの算定にBシステムが用いられていたことは争いが無い。そして、平成16年4月以前のタレントバックの算定方法を直接示す資料は存在しない。

もともと、クラブ部門定例会議議事録（甲38）には、平成15年7月22日の定例会議議事録として、「タレントチップについて全員に渡るように変更する。チップは半額本人に支給、半額は全員で分配する。」「1. 1日500円の食事代 2. 同伴の時にグループ店利用についてバックをつける 3. ワインセット、ワインのオーダーについてバックをつける 4. 最終残金は、タレント数でアルバイト代として均等に分ける」、「計算は、店別に計算する（店長がすること） 集計金額の確認は、Qさん（事務所）が行う」、「その他細かい事は再度店長が集まって至急に決める。その結果は社長に報告すること」と記載されており（甲38㉓）、同記載は、それまでドリンクバックがなく、Bシステムとは異なる分配がされていたことをうかがわせる記載であるといえる。

この点、被告は、上記議事録について、その記載内容に反する実態があるため信用性がないと主張するので、これについて検討する。

(ア) 被告は、「チップは半額本人に支給、半額は全員で分配する、分配方法優先順位をつけていく」及び「4、最終残金は、タレント数でアルバイト代として均等に分ける」との記載が実施されていなかったこと、「2、同伴の時にグループ店利用についてバックをつける」、「集計金額の確認は、Qさん（事務所）が行う」との記載について、業務日報及び同日報に貼付された日計票（乙2、乙13の1ないし8、乙24）に同伴指名に係るグループ店利用事実に関する記載がないことを指摘して、同議事録に記載された事項が何ら実行されていなかったと主張する。しかし、上記各記載の後には「その他細かい事は再度店長が集まって至急に決める」とも記載されているのであり、これによれば、分配方法の全容が確定していない段階であって、その記載の一部が実行されていなかったとしても、分配方法の変更があったことまでを否定することにはならない。

(イ) 次に、被告は、平成16年3月5日の議事録（甲38㉔）の「レシートにメインとヘルプを記入すること」、「ドリンクバックは21Pより支給する」との記載内容が実施されていなかったと主張するが、そのことから直ちに定例会議事録（甲38）全体が虚偽の内容であるなどということはできない。

(ウ) また、被告は、平成13年5月2日の「毎月第一金曜日に定例会を行う、又、主催を各店の持ち回りとする。」との議事録の記載（甲38㉑）に反し、平成13年6月、同年9月、同年11月、平成14年3月、同年8月、平成15年7月及び同年8月において定例会議事録が存在しないことなどを主張するが、毎月実施することを原則としている定例会を何らかの事情で開催しない（又はできない）月があること自体は格別不自然なことではない。

(エ) さらに、被告は、ペナルティーを取っている旨の記載（甲38㉕及び㉖）があるにもかかわらず、原告においてペナルティー収入の計上がない、「(イ)B（途中省略）チップを含み2000万到達」との記載（甲38㉗）がチップ（指名料）全額を各タレントに渡しているとの原告の主張と整合しないと主張するが、これらは、原告の経理処理の問題又

は指名料は原告の売上げとならないとの原告の主張を排斥する事情とはなり得るものの、定例会議事録の信用性を否定するものとはいえない。

よって、被告が主張する事情を検討しても、定例会議事録が後から作成されたものであるなどということはできず、かえって、甲38号証の記載内容等によれば、同議事録は定例会開催の都度作成されたものとみることができる。

イ そこで、平成13年5月1日から平成15年7月31日までの間においてとられていたタレントバックの算定方法について検討する。

(ア) 被告は、平成13年5月1日から平成15年7月31日までの間もBシステムが使用されていた根拠として、日計票に指名点数及び指名料並びにドリンク等の注文本数及びその額の記載があることを挙げる。

しかしながら、同日計票は、1日の商品の売上数と金額を整理したものと見られる記載内容であり、Bシステムのポイントを記載したものは無関係に、日々、作成されることに何ら疑問はない。確かに、同日計票から各タレントごとに指名及び同伴の回数を把握することができるため、Bシステムにおいて指名料バックを計算することは可能ではあるものの、日計票からは、タレントごとのドリンク注文数を把握することができず、ドリンクバックを算定することができない。また、仮に、指名料の全額を当該指名を受けた各タレントに渡していたのであれば、タレント毎に指名回数を把握する必要があり、かつ、それだけで足りるのであって、上記日計票の記載は原告代表者の供述にも合致するものとなっていることからしても、同日計票の記載をもって、Bシステムが用いられていたことを推認する根拠とすることはできない。

(イ) また、Cの業務日報(乙15の1ないし5)には、平成13年7月15日に「※ポイントに関しての該当者タレントは統てクリアーしました。」、同年9月30日に「ポイント オール クリアー」、同年10月15日に「※ワインポイント、全員クリアー」、同年12月15日に「ワインポイント～オールクリアー」、同月28日に「ワインポイント オールクリア」との各記載があり、定例会議事録(甲38)には、平成13年10月5日の議事録として「社長からの意見」として「ポイントがあること客をもっているという所を重視していく」との記載(同⑩)、平成15年5月2日の議事録として「伝票の切り替えは(ポイント合せ)一切なし 全店統一する」との記載(同⑩(乙25))、同年12月5日の議事録として「タレント同伴ポイントの追加 Pでの同伴1ポイント追加する」との記載(同⑩)がある。

しかしながら、業務日報にそのような記載があるのがCのみであること、Bシステムにおいては「ポイントに関しての該当者タレント」、「クリア」という概念がないことからすると、上記各記載がBシステムのポイントに関するものとはいいがたく、むしろ、原告代表者の述べるようにタレントを再招聘するためなどの基準をポイントで管理していたことに関する記載ということに合致する。また、平成13年10月5日の定例会議事録の「ポイントがあること客をもっているという所を重視していく」との記載についても、再招聘のためなどの基準をポイントで管理していたことと整合する記載であるし、平成15年5月の会議議事録の中の「伝票の切り替えは(ポイント合せ)一切なし」との記載もこれだけでは意味内容が全く不明であり、同記載がBシステムにおけるポイントのことを指しているとはいいがたい。さらに、平成15年12月5日の定例会議議事録の「タレント

同伴ポイントの追加 Pでの同伴1ポイント追加する」との記載は、Bシステムのようなポイントシステムが存在することを前提とする内容であるが、同年7月22日の定例会議議事録には「タレントチップについて全員に渡るように変更する。チップは半額本人に支給、半額は全員で分配する。」などと記載されており（甲38㉓）、同日ころにシステムの変更があったことがうかがわれるのであって、それより後の記載である平成15年12月5日の上記定例会議議事録の記載によって、同年7月31日までの間もBシステムのようなポイントシステムがあったことまでも裏付けられるとはいいがたい。

(ウ) 他方、原告は、平成11年3月ころから平成15年7月31日までの間、指名料については、客が各タレントに対して支払うものであると位置付け、各店舗においては同指名料を保管するだけであり、指名を受けたタレントに全額渡していたと主張し、原告代表者は、その尋問においてこれに沿う供述をする。

そこで、これについて検討するに、平成11年2月6日にf税理士が原告に対し、「タレントの指名料（タレントバック）について」として「お客さんから預かった指名料は、全額タレントへ渡す」などと記載されたメモを送信しており（甲1）、これは、同税理士が原告に対し、タレントバックについて指導した内容と考えられ、原告代表者の供述を裏付ける資料であるといえる。また、平成15年7月22日の定例会議議事録には、「タレントチップについて全員に渡るように変更する。チップは半額本人に支給、半額は全員で分配する。」などと記載されており（甲38㉓）、これは、指名料全額を指名を受けたタレントに渡していたことを前提とし、指名を受けないタレントにも指名料が渡りようにするために、指名を受けたタレントへ渡す指名料の額を半額にとどめ、残りの半額を一定の基準で各タレントに分配しようとする趣旨の記載であると解され、同日時点において、指名料全額を指名を受けたタレントに渡していたことを裏付ける記載であるといえる。また、指名料全額を受領していた旨記載されたタレントの陳述書も存在する（甲2、3、6ないし8）ところ、被告は、各陳述書の内容が定型的であること、具体性に乏しいこと、甲2号証については店長名を間違えていることなどから信用性がないと主張するが、上記各陳述書で証明しようとする内容は、指名料を全額受領していたか否かであることからすると、記載の形式や記載内容が具体性に乏しいことが、その信用性を否定するほどに上記各陳述書の記載内容を不自然なものとしているとはいえないし、各作成者が自らの認識に反してこれらを作成したことを示す根拠にもならない。また、O作成の陳述書では、店長名を誤って記載しているが、店長名は同人が指名料全額を受領していたか否かに関わる部分ではなく、これをもって、同陳述書の信用性が否定されることにもならない。

被告は、指名料全額をタレントに渡す制度に変更することが不合理であるとも主張するところ、確かに、計算上は、指名料のうち各タレントに渡した部分につき源泉所得税を支払ったとしても、指名料全額を各タレントに渡す場合に比べて原告にとっては売上額が大きくなるといえるが、原告が平成10年の税務調査において指摘されるまでタレントバックを「販売促進費」と計上し販売促進のための費用と考えていたこと（甲41）に照らせば、単に上記の比較のみをもって、指名料を全額タレントに渡すようにしたことが不合理とまではいえない。また、タレントが受領したことを示す領収証等は存在しないが、原告が顧問税理士の意見に基づいて客からタレントに対して直接支払われるものであるとの理解でいたこと（原告代表者）からすると、領収証等が当然あるべきものとまではいえない。

い。

(エ) 以上のことからすると、平成13年5月1日から平成15年7月31日までのタレントバックの算定についてBシステムを用いていたと認定することはできないし、同期間のタレントバックの額についてBシステムを用いて算出することが合理性を有するともいえず、かえって、指名料全額をタレントに渡していたとしてタレントバックの額を算定するのが合理的である。

そうすると、平成13年5月1日ないし平成15年7月31日のタレントバックの額は、タレント指名料収入と同一であるから、別表6の平成13年5月から平成15年7月の各欄記載のとおりである。

(2) 平成15年8月1日から平成16年4月30日までのタレントバックの算定について

ア 前記(1)アのとおり、平成15年7月22日の定例会議議事録によれば、ドリンクバックの導入などタレントバックの分配方法の検討がされたことがうかがわれ、「その他細かい事は再度店長が集まって至急に決める。その結果は社長に報告すること」とされている。

しかしながら、Bシステムのほかに分配方法を直接示す資料は存在しない。

この点、原告は、「分配の仕方」と題する書面(甲37)を提出し、Qは、同人作成の陳述書(甲40)において、上記書面について店長会議で決まったメモをR店長からもらい、Qがワープロで打ったものであると述べる(甲40)。しかしながら、この「分配の仕方」と題する書面には、休日出勤については1日あたり5000円と記載されているにもかかわらず、原告代表者の陳述(甲41)及びQの陳述(甲40)を前提とすれば同書面の基準で作成されていたはずのBのチップ算出表において、休日出勤が1日あたり1万円で算出されていることに加え、Qは、「休日出勤については、1日10000円だったと記憶していますので、ここに5000円と書いてあるのはRさんの字の読み間違えのためかも知れません。」などと陳述する(甲40)ところ、その陳述内容自体あまりに不自然である上、原告代表者は、その尋問において、休日出勤については1日5000円だったと述べており、Qと原告代表者において休日出勤についての供述内容が異なっている。このようなことからすると、「分配の仕方」と題する書面(甲37)が、平成15年7月22日の定例会議を契機として作成された分配方法を記したものであるとはいいがたい。

また、平成15年7月22日の定例会において提案された分配方法である「タレントチップについて全員に渡るように変更する。チップは半額本人に支給、半額は全員で分配する。」「1. 1日5000円の食事代 2. 同伴の時にグループ店利用についてバックをつける 3. ワインセット、ワインのオーダーについてバックをつける 4. 最終残金は、タレント数でアルバイト代として均等に分ける」のうち、「4. 最終残金は、タレント数でアルバイト代として均等に分ける」は実行されなかったというのであり(甲41、原告代表者)、同日に提案された分配方法が最終的にどの程度採用されたのかは定かではない。

さらに、平成16年2月6日の定例会議議事録には、「社長より」として「料金システムを変えたいと思うがどうだろうか。できれば3月より」「考えをまとめる。2/14店長会議」とあり(甲38④)、同月14日の会議の記録として、料金やタレントバックのポイントについて検討された様子が記載され(甲38⑧)、同年3月5日の会議の記録として、「料金システムの変更を3/1より実施したがお客の反能は?」、「ボーナス対象は本指名のみ場内はボーナスポイントにならない」、「16Pからボーナス対象にする」、「ドリンクバ

ックは21Pより支給する」、「3月いっぱいまではよいが4月より対象とする」と記載されており（甲38㉔）、料金システムの改正が検討されこれに伴いポイントのシステムについても検討がされたことが記載されているものの、ポイントのシステムが大幅に改正されたことをうかがわせる記載はない。

以上のことからすると、タレントバックの算定方法については、平成15年7月22日の定例会を契機として作成されたシステムから変更を経てBシステムとなったと考えられるものの、基本的にはBシステムと同様のものではあったというのが相当であるから、指名料全額を当該指名を受けたタレントにそのまま渡すという制度を一定の基準で各タレントに分配する制度に変更した平成15年8月1日からのタレントバックの算定については、Bシステムを用いるのが合理的であるといえる。

イ この点、原告は、平成15年8月1日から平成16年2月29日までの間は、ワイン1本500円、ワインセット1本1500円でドリンクバックを算定していたと主張し、その根拠として、Bのチップ算出表（甲10の2、特に③等にある表で「500円」、「1500円」を基準としている点）を提出し、原告代表者及びQは同主張に沿う陳述をする。また、原告が異議審理担当者に提示したD集計表（乙23）にも「500円」、「1500円」を基準としている表がある（3枚目）。そして、Bのチップ算出表について、Qは、説明書（甲12）において、「Bにおいてはr店長が子育ての為非常に忙しいので計算している時間がないというので、私が行ってあげていました。その際の分配の仕方という書面をもらいました。店では、書類一式は、タレントたちが計算書類はいらぬというので、店内に溜まって置き場がなくなると邪魔なので仕方なく廃棄していたと思います。しかし、私が計算したBの一部書類は、ファイルに保存されていました。またチップ分配後の簡単な収支表は私がつけたものでKの事務所にありました。」と説明する。

まず、平成16年2月14日の会議の議事録には「ワイン料金 現状のまま（タレントバックも）」とあり、これは、ワイン及びワインセットのドリンクバックには変更がなかったことをうかがわせる記載である。

また、上記アで検討した「分配の仕方」と題する書面（甲37）とBのチップ算出表とで符合しない点があることやこれについての原告代表者やQの陳述の不自然さ等に加え、原告代表者の陳述（甲41）及びQの陳述（甲40）を前提とすればBのチップ算出表と同様の基準で作成されているはずのDの集計表（乙23）の休日出勤の額がBのチップ算出表のそれと異なっていることから、D集計表やBのチップ算出表が、日々の業務で作成されていたものであるということには疑問を入れざるを得ない。

さらに、Qは、同人作成の説明書（甲12）において、タレントが同伴したときのレシート、ドリンクオーダー表、各店からのメモ等計算に使った書類一式がQに渡され、Qがチップの支給一覧表を作成し、その後、支給一覧表と上記書類一式が本社事務所に提出された後、各店舗に渡されていたと陳述する。これによれば、Bのチップ算出表についてもB店舗に渡されているはずであり、上記書類一式とともにあるはずである。また、Bのチップ算出表は、原告の主張を裏付ける重要な資料であるはずであるのに、国税不服審判所において初めて提出されたものである。この点について、原告代表者は、「異議審理も「同じ穴の～」と受け取られるものであり、十分質問を受ける機会がないまま推移していたので、このような書類を探し出す機会も必要もなかっただけ」と述べるが、E集計表（乙22）及びD集計表（乙

23)については異議担当者に提示している。しかも、このE集計表及びD集計表については、国税不服審判所や本件訴訟においては提出されていない。このような資料の管理状況等は不自然であって、Qが当時の業務において作成したBのチップ算出表(甲10)が、同人が当時業務を行っていた有限会社Kの事務所に保管されていたということを直ちに首肯することができない。

また、Bのチップ算出表には、被告が指摘する(第2の3(2)被告の主張イ(イ) a(a)、b)ような計算の誤りや記載の誤りが存在する(乙26)ところ、日常の業務において作成する経過で多少の誤りが生じうることは否定できないが、原告の業務においてタレントへの支払額を計算していたものとしてはあまりに誤りが多すぎるし、平成15年11月1日ないし同月15日の期間においては「休出」の合計額が6万円も多額に誤算され(乙26㉗)、平成15年11月16日ないし同月30日の期間においては「g」、「h」、「i」、「j」、「k」、「m」及び「n」における各合計額がそれぞれ1万円多額に誤算され、(同㉘)、平成15年12月16日ないし同月31日の期間の「㉙」に対する支払額は5万8500円も多額に、「n」に対する支払い額は6万円も少額に誤算され(同㉚)、平成15年10月1日ないし同月15日の期間及び平成16年1月1日ないし15日の期間におけるBのチップ算出表(甲10)から算出できるワインの本数と日計票におけるワインの本数との間に10本以上の差異が生じており(同㉛及び㉜)、原告の業務においてタレントへの支払額を計算していた表としては杜撰にすぎ、Bのチップ算出表やD集計表が、同表記載の日付当時に、タレントへの分配を計算するために作成されたものというには疑問がある。

このようなことからすると、平成15年8月1日から平成16年2月29日までの間は、ワイン1本500円、ワインセット1本1500円でドリンクバックを算定していたとの原告の主張を認めるに足りる十分な証拠はないといわざるを得ず、同主張を採用することはできない。

ウ 以上検討したところによれば、平成15年8月1日から平成16年4月30日までのタレントバックの算定については、Bシステムにより算定するのが合理的であり、Bシステムにあてはめて算定された額がタレントバックの額であったと推認するのが相当である。

そうすると、平成15年8月1日から平成16年4月30日までのタレントバックの額は、別表8の平成15年8月ないし平成16年4月の各「合計」欄記載のとおりである。

(3) なお、原告は、違法収集証拠の主張をするが、前記2のとおり本件調査に違法はないから、原告の同主張は採用できない。

#### 4 法人税の所得金額及び納付すべき税額

(1) 前記3によれば、平成14年4月期のタレントバックの総額は8667万1000円、平成15年4月期のタレントバックの総額は8695万3000円、平成16年4月期のタレントバックの総額は4468万3700円(平成15年5月ないし同年7月までの合計983万3000円、同年8月ないし平成16年4月までの合計3485万0700円)である。

(2) そうすると、本件各事業年度の法人税の所得金額及び納付すべき税額は、次のとおりとなる。

##### ア 平成14年4月期

タレントバックの総額(表1㉞)が8667万1000円、仮払消費税額(同㉞)が△412万7190円(8667万1000円×5/105)、雑損失の損金算入額(同㉟)が

412万7162円（[1538万5300円（別表2⑦）+384万6300円（同⑨）-1144万1800円（別表4①確定申告欄）-286万0400円（同）]-[412万7190円（別表1②）+80万2238円（同③）-412万7190円（同⑥）]）、減算の計（同⑩）が1億0351万7972円、所得金額（同⑪）が1569万4220円、法人税額（同⑫）が406万8200円（800万円×22/100+（1569万4000円-800万円）×30/100）となり、納付すべき法人税額（同⑭）は405万7700円となる。

イ 平成15年4月期

タレントバックの総額（表1⑥）が8695万3000円、仮払消費税額（同⑥）が△414万0619円（8695万3000円×5/105）、雑損失の損金算入額（同⑧）が414万0700円（[1587万8400円（別表2⑦）+396万9600円（同⑨）-1194万5900円（別表4②確定申告欄）-298万6400円（同）]-[414万0619円（別表1②）+77万5000円（同③）-414万0619円（同⑥）]）、事業税の損金算入額（同⑨）が104万1800円（[400万円×0.05+400万円×0.073+769万4220円×0.096]（別表1⑪を基に長野県県税条例36条の税率で計算したもの）-[377万6620円×0.05]（別表1①を基にしたもの）、減算の計（同⑩）が1億0426万9881円、所得金額（同⑪）が4827万5893円、法人税額（同⑫）が1384万2500円（800万円×22/100+（4827万5000円-800万円）×30/100）となり、納付すべき法人税額（同⑭）は1383万7600円となる。

ウ 平成16年4月期

タレントバックの総額（表1⑥）が4468万3700円、仮払消費税額（同⑥）が△212万7795円（4468万3700円×5/105）、雑損失の損金算入額（同⑧）が212万7782円（[1725万1600円（別表2⑦）+431万2900円（同⑨）-1487万9100円（別表4②確定申告欄）-371万9700円（同）]-[250万5666円（別表1②）+46万0047円（同③）-212万7795円（同⑥）]）、事業税の損金算入額（同⑨）が99万0400円（[400万円×0.05+400万円×0.073+4027万5893円×0.096]（別表1⑪を基に長野県県税条例36条の税率で計算したもの）-[400万円×0.05+400万円×0.073+2995万8393円×0.096]（別表1①を基にしたもの）、減算の計（同⑩）が5533万5087円、所得金額（同⑪）が2900万7643円、法人税額（同⑫）が806万2100円（800万円×22/100+（2900万7000円-800万円）×30/100）となり、納付すべき法人税額（同⑭）は805万8200円となる。

5 国税通則法68条1項の要件を満たすかについて

原告は、本件各ナイトクラブにおけるタレント指名料収入及びカラオケチケット収入を売上げから除外し、その除外したタレント指名料収入を原資として簿外でタレントバックを支出したほか、除外したカラオケチケット収入を取締役である丙に簿外で支給するなどして、本件各事業年度の法人税及び本件各課税期間の消費税等について、納付すべき税額を過少に申告していたものであり、これについて国税通則法65条4項に規定する正当な理由を認めるに足りる証拠はない。

原告代表者は、タレントの指名料を全額タレントに渡せば売上げに含める必要がないとの指導



を受けこれに従っていたと述べるところ、この陳述は甲1号証の記載や前記3で検討したところに照らして採用できる。また、原始記録たるレジペーパーを貼り付けた業務日報が、他の帳簿と同じ場所に保管されていたこと、平成16年10月19日に税務調査が始まり、翌20日にはじめてキャビネット内にある業務日報が確認されたことから、原告が、顧客から指名料が支払われていることを隠そうとする行動に出ている様子はいかがわれない。さらに、原告代表者は、カラオケチケット収入については、平成10年の税務調査の対象となった事業年度においても同様の処理をしていたが、当該税務調査においては特段指摘されなかったために、その後も同様の処理をしていたというのである（甲41）。

このようなことからすると、原告が、国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実を隠ぺいし、又は仮装したとはいえない。

したがって、原告に重加算税を課することはできず、過少申告加算税を課することができるにとどまる。

そして、本件法人税更正処分に係る過少申告加算税の額を計算すると、平成14年4月期においては、32万3000円（323万円（405万7700円－82万0200円により算出された額から1万円未満の端数を切り捨てたもの）×10/100）、平成15年4月期においては、21万6000円（216万円（1383万7600円－1167万2900円により算出された額から1万円未満の端数を切り捨てたもの）×10/100）、平成16年4月期においては、40万9000円（409万円（805万8200円－396万6200円により算出された額から1万円未満の端数を切り捨てたもの）×10/100）である。また、本件消費税等更正処分に係る過少申告加算税の額を計算すると、平成14年4月課税期間においては49万2000円、平成15年4月課税期間においては49万円、平成16年4月課税期間においては29万3000円である（いずれも、原告が本件消費税等更正処分によって新たに納付すべき消費税等の額（ただし、1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に100分の10の割合を乗じて算出した金額である。）。

- 6 以上によれば、本件訴えのうち、伊那税務署長が原告に対して平成17年12月27日付けでした(1) 平成14年4月期の法人税の更正処分のうち裁決により取り消された部分及び所得金額377万6620円、納付すべき税額82万0200円を超えない部分、並びに、重加算税の賦課決定処分のうち裁決により取り消された部分、(2) 平成15年4月期の法人税の更正処分のうち裁決により取り消された部分及び所得金額3795万8393円、納付すべき税額1167万2900円を超えない部分、並びに、重加算税の賦課決定処分のうち裁決により取り消された部分、(3) 平成16年4月期の法人税の更正処分のうち裁決により取り消された部分及び所得金額1536万7443円、納付すべき税額396万6200円を超えない部分、並びに、重加算税の賦課決定処分のうち裁決により取り消された部分、(4) 平成14年4月課税期間の消費税等の更正処分のうち、消費税の納付すべき税額1144万1800円を超えない部分、地方消費税の納付すべき譲渡割額286万0400円を超えない部分、(5) 平成15年課税期間の消費税等の更正処分のうち、消費税の納付すべき税額1194万5900円を超えない部分、地方消費税の納付すべき譲渡割額298万6400円を超えない部分、(6) 平成16年課税期間の消費税等の更正処分のうち、消費税の納付すべき税額1487万9100円を超えない部分、地方消費税の納付すべき譲渡割額371万9700円を超えない部分、(7) 平成13年9月分の源泉所得税の納税告知処分のうち裁決により取り消された部分、(8) 平成14年2月分ない

し平成16年2月分の源泉所得税の各納税告知処分及び不納付加算税の各賦課処分のうち、平成20年2月15日付けでした源泉所得税の各納税告知処分の一部取消し及び不納付加算税の各変更決定処分により取り消された部分の取消しを求める部分はいずれも訴えの利益を欠き不適法であり却下を免れない。

また、その余の原告の請求のうち、(1) 本件法人税更正処分等の取消しを求める請求については、ア 平成14年4月期の法人税更正処分のうち所得金額1569万4220円及び納付すべき税額405万7700円を超える部分、並びに重加算税の賦課決定処分のうち32万3000円を超える部分、イ 平成15年4月期の法人税更正処分のうち所得金額4827万5893円及び納付すべき税額1383万7600円を超える部分、並びに重加算税の賦課決定処分のうち21万6000円を超える部分、ウ 平成16年4月期の法人税更正処分のうち、所得金額2900万7643円及び納付すべき税額805万8200円を超える部分、並びに重加算税の賦課決定処分のうち40万9000円を超える部分の取消しを求める限度において理由があり、(2) 本件消費税等更正処分の取消しを求める部分については理由がなく、平成14年4月課税期間の重加算税の賦課決定処分のうち49万2000円を超える部分、平成15年4月課税期間の重加算税の賦課決定処分のうち49万円を超える部分、平成16年4月課税期間の重加算税の賦課決定処分のうち29万3000円を超える部分の取消しを求める限度において理由があり、(3) 本件各納税告知処分等の取消しを求める部分については理由がない。

よって、主文のとおり判決する。

長野地方裁判所民事部

裁判長裁判官 近藤 ルミ子

裁判官 蛭川 明彦

裁判官 望月 千広

(別紙)

本件各処分 of 適法性についての被告の主張

1 法人税

(1) 平成14年4月期

ア 所得金額 (⑩) 3601万8920円

上記金額は、下記(ア)の金額に下記(イ)ないし(エ)の各金額の合計額を加算し、下記(オ)ないし(キ)の各金額の合計額を減算した金額である。

(ア) 申告所得金額 (①) 377万6620円

上記金額は、原告の平成14年4月期の法人税の確定申告書に記載された所得金額である。

(イ) タレント指名料収入に係る売上金額 (②) 8254万3810円

上記金額は、原告が平成14年4月期の売上げから除外した本件各ナイトクラブにおけるタレント指名料収入に係る売上金額(タレント指名料収入の総額8667万1000円(別表6)から仮受消費税相当額(105分の5を乗じた額。以下同じ。)412万7190円を控除した後の金額)であり、益金の額に算入される金額である。

(ウ) カラオケチケット収入に係る売上金額 (③) 1604万4762円

上記金額は、原告が平成14年4月期の売上げから除外した本件各ナイトクラブにおけるカラオケチケット収入に係る売上金額(カラオケチケット収入の総額1684万7000円(別表7)から仮受消費税相当額80万2238円を控除した後の金額)であり、益金の額に算入される金額である。

(エ) 役員賞与の損金不算入額 (④) 1684万7000円

上記金額は、原告が、平成14年4月期において、原告の取締役である丙に対し、上記(ウ)のカラオケチケット収入から簿外で支給した臨時的給与の額であり、法人税法35条(平成18年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。)4項が規定する賞与に該当することから、同条1項の規定により損金の額に算入されない金額である。

(オ) 「タレントバック」の計上漏れ (⑥) 6318万6953円

上記金額は、原告が平成14年4月期において本件各ナイトクラブに就労する各タレント(以下「本件各タレント」という。)に支給した「タレントバック」の総額6634万6300円(別表8)から仮払消費税相当額315万9347円を控除した後の金額であり、損金の額に算入される金額である。

(カ) 役員賞与の支給額 (⑦) 1684万7000円

上記金額は、前記(エ)の丙に対する役員賞与の額である。

(キ) 雑損失の損金算入額 (⑧) 315万9319円

上記金額は、前記(イ)及び同(ウ)の仮受消費税相当額から前記(オ)の仮払消費税相当額を控除した額と、新たに納付すべき消費税額との差額であり、雑損失として損金の額に算入される金額である。

イ 法人税額 (⑫) 1016万5400円

上記金額は、前記アの所得金額3601万8000円(ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの)のうち、800万円については、法人税法66条(平成18年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。)2項及び経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(以下「負

担軽減法」という。) 16条1項(平成14年法律第79号改正前のもの。)の規定により100分の22の税率を、残額の2801万8000円については、法人税法66条1項及び負担軽減法16条1項の規定により100分の30の税率を、それぞれ乗じて計算した各金額の合計額である。

ウ 所得税額の控除額 (⑬) 1万0443円

上記金額は、法人税法68条(平成15年法律第8号による改正前のもの)の規定により法人税額から控除する所得税の額であり、原告の平成14年4月期の法人税の確定申告書に記載された金額と同額である。

エ 納付すべき法人税額 (⑭) 1015万4900円

上記金額は、前記イの法人税額1016万5400円から、前記ウの所得税額の控除額1万0443円を差し引いた金額(国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

(2) 平成15年4月期

ア 所得金額 (①) 6635万1393円

上記金額は、下記(ア)の金額に下記(イ)ないし(エ)の各金額の合計額を加算し、下記(オ)ないし(ク)の各金額の合計額を減算した金額である。

(ア) 申告所得金額 (①) 3795万8393円

上記金額は、原告の平成15年4月期の法人税の確定申告書に記載された所得金額である。

(イ) タレント指名料収入に係る売上金額 (②) 8281万2381円

上記金額は、原告が平成15年4月期の売上げから除外したタレント指名料収入に係る売上金額(タレント指名料収入の総額8695万3000円(別表6)から仮受消費税相当額414万0619円を控除した後の金額)であり、益金の額に算入される金額である。

(ウ) カラオケチケット収入に係る売上金額 (③) 1550万円

上記金額は、原告が平成15年4月期の売上げから除外したカラオケチケット収入に係る売上金額(カラオケチケット収入の総額1627万5000円(別表7)から仮受消費税相当額77万5000円を控除した後の金額)であり、益金の額に算入される金額である。

(エ) 役員賞与の損金不算入額 (④) 1627万5000円

上記金額は、原告が、平成15年4月期において、丙に対し、上記(ウ)のカラオケチケット収入から簿外で支給した臨時的給与であり、法人税法35条4項に規定する賞与に該当することから、同条1項の規定により損金の額に算入されない金額である。

(オ) 「タレントバック」の計上漏れ (⑥) 6373万9429円

上記金額は、原告が、平成15年4月期において本件各タレントに支給した「タレントバック」の総額6692万6400円(別表8)から仮払消費税相当額318万6971円を控除した後の金額であり、損金の額に算入される金額である。

(カ) 役員賞与の支給額 (⑦) 1627万5000円

上記金額は、前記(エ)の丙に対する役員賞与の金額である。

(キ) 雑損失の損金算入額 (⑧) 318万7052円

上記金額は、前記(イ)及び同(ウ)の仮受消費税相当額から前記(オ)の仮払消費税相当額を控除した額と、新たに納付すべき消費税の額との差額であり、雑損失として損金の額に算入される金額である。

(ク) 事業税の損金算入額 (⑨) 299万2900円

上記金額は、前記(1)の平成14年4月期の増加所得に係る納付すべき事業税の額である。

イ 法人税額 (⑩) 1926万5300円

上記金額は、前記アの所得金額6635万1000円(ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの)のうち、800万円については、法人税法66条2項及び負担軽減法16条1項の規定により100分の22の税率を、残額の5835万1000円については、法人税法66条1項及び負担軽減法16条1項の規定により100分の30の税率を、それぞれ乗じて計算した各金額の合計額である。

ウ 所得税額の控除額 (⑪) 4826円

上記金額は、法人税法68条(平成15年法律第8号による改正前のもの)の規定により法人税額から控除する所得税の額であり、原告の平成15年4月期の法人税の確定申告書に記載された金額と同額である。

エ 納付すべき法人税額 (⑫) 1926万0400円

上記金額は、前記イの法人税額1926万5300円から、前記ウの所得税額の控除額4826円を差し引いた金額(国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

(3) 平成16年4月期

ア 所得金額 (⑬) 2941万0243円

上記金額は、下記(ア)の金額に下記(イ)ないし(エ)の各金額の合計額を加算し、下記(オ)ないし(ク)の各金額の合計額を減算した金額である。

(ア) 申告所得金額 (①) 1536万7443円

上記金額は、原告の平成16年4月期の法人税の確定申告書に記載された所得金額である。

(イ) タレント指名料収入に係る売上金額 (②) 5011万3334円

上記金額は、原告が平成16年4月期の売上げから除外したタレント指名料収入に係る売上金額(タレント指名料収入の総額5261万9000円(別表6)から仮受消費税相当額250万5666円を控除した後の金額)であり、益金の額に算入される金額である。

(ウ) カラオケチケット収入に係る売上金額 (③) 920万0953円

上記金額は、原告が平成16年4月期の売上げから除外したカラオケチケット収入に係る売上金額(カラオケチケット収入の総額966万1000円(別表7)から仮受消費税相当額46万0047円を控除した後の金額)であり、益金の額に算入される金額である。

(エ) 役員賞与の損金不算入額 (④) 966万1000円

上記金額は、原告が、平成16年4月期において、丙に対し、上記(ウ)のカラオケチケット収入から簿外で支給した臨時的給与であり、法人税法35条4項に規定する賞与に該当することから、同条1項の規定により損金の額に算入されない金額である。

(オ) 「タレントバック」の計上漏れ (⑤) 4051万9810円

上記金額は、原告が、平成16年4月期において本件各タレントに支給した「タレントバック」の総額4254万5800円(別表8。なお、Bシステムにより算定した平成15年8月のタレントバック及び平成15年9月ないし平成16年2月のドリンクバックの各数値の内訳は、別表9及び別表10のとおりである。)から仮払消費税相当額202万5990円を控除した後の金額であり、損金の額に算入される金額である。

- (カ) 役員賞与の支給額 (⑦) 966万1000円  
 上記金額は、前記(エ)の丙に対する役員賞与の金額である。
- (キ) 雑損失の損金算入額 (⑧) 202万5977円  
 上記金額は、前記(イ)及び同(ウ)の仮受消費税相当額から前記(オ)の仮払消費税相当額を控除した額と、新たに納付すべき消費税の額との差額であり、雑損失として平成16年4月期の損金の額に算入される金額である。
- (ク) 事業税の損金算入額 (⑨) 272万5700円  
 上記金額は、前記(2)の平成15年4月期の増加所得に係る納付すべき事業税の額である。
- イ 法人税額 (⑫) 818万3000円  
 上記金額は、前記アの所得金額2941万円(ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。)のうち、800万円については、法人税法66条2項及び負担軽減法16条1項の規定により100分の22の税率を、残額の2141万円については、法人税法66条1項及び負担軽減法16条1項の規定により100分の30の税率を、それぞれ乗じて計算した各金額の合計額である。
- ウ 所得税額の控除額 (⑬) 3862円  
 上記金額は、法人税法68条(平成18年法律第10号による改正前のもの)の規定により法人税額から控除する所得税の額であり、原告の平成16年4月期の法人税の確定申告書に記載された金額と同額である。
- エ 納付すべき法人税額 (⑭) 817万9100円  
 上記金額は、前記イの法人税額818万3000円から、前記ウの所得税額の控除額3862円を差し引いた金額(国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。
- 2 消費税等
- (1) 平成14年4月課税期間
- ア 課税標準額 (④) 8億2175万1000円  
 上記金額は、下記(ア)の金額に下記(イ)及び(ウ)の各金額を加算した金額(ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。
- (ア) 申告課税売上額 (①) 7億2316万3390円  
 上記金額は、原告の平成14年4月課税期間の消費税等の確定申告書に記載された課税売上額である。
- (イ) タレント指名料収入に係る課税売上額 (②) 8254万3810円  
 上記金額は、前記1(1)ア(イ)のタレント指名料収入の額8667万1000円(税込み)に消費税法28条1項の規定に基づき105分の100を乗じて算出した金額である。
- (ウ) カラオケチケット収入に係る課税売上額 (③) 1604万4762円  
 上記金額は、前記1(1)ア(ウ)のカラオケチケット収入の額1684万7000円(税込み)に消費税法28条1項に基づき105分の100を乗じて算出した金額である。
- イ 課税標準額に対する消費税額 (⑤) 3287万0040円  
 上記金額は、前記アの課税標準額に消費税法29条の規定により100分の4の税率を乗じた金額である。
- ウ 控除対象仕入税額 (⑥) 1748万4668円

上記金額は、消費税法30条1項の規定により、課税標準額に対する消費税額から控除する金額であり、原告の平成14年4月課税期間の消費税等の確定申告書に記載された控除対象仕入税額である。

なお、前記1(1)ア(オ)のタレントバックに係る消費税額は、課税仕入れに係る消費税額として控除することはできない。

エ 納付すべき消費税額 (7) 1538万5300円

上記金額は、前記イの金額から前記ウの金額を控除した金額(ただし、国税通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

オ 地方消費税の課税標準となる消費税額 (8) 1538万5300円

上記金額は、地方税法72条の77第2号及び同法72条の82の各規定により、前記エの金額と同額である。

カ 納付すべき譲渡割額 (9) 384万6300円

上記金額は、地方税法72条の83の規定により、前記オの地方消費税の課税標準となる消費税額に100分の25の税率を乗じた金額(ただし、地方税法20条の4の2第3項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

(2) 平成15年4月課税期間

ア 課税標準額 (4) 9億0895万円

上記金額は、下記(ア)の金額に下記(イ)及び(ウ)の各金額を加算した金額(ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

(ア) 申告課税売上額 (1) 8億1063万8432円

上記金額は、原告の平成15年4月課税期間の消費税等の確定申告書に記載された課税売上額である。

(イ) タレント指名料収入に係る課税売上額 (2) 8281万2381円

上記金額は、前記1(2)ア(イ)のタレント指名料収入の額8695万3000円(税込み)に消費税法28条1項に基づき105分の100を乗じて算出した金額である。

(ウ) カラオケチケット収入に係る課税売上額 (3) 1550万円

上記金額は、前記1(2)ア(ウ)のカラオケチケット収入の額1627万5000円(税込み)に消費税法28条1項に基づき105分の100を乗じた金額である。

イ 課税標準額に対する消費税額 (5) 3635万8000円

上記金額は、前記アの課税標準額に消費税法29条の規定により100分の4の税率を乗じた金額である。

ウ 控除対象仕入税額 (6) 2047万9559円

上記金額は、消費税法30条1項の規定により、課税標準額に対する消費税額から控除する金額であり、原告の平成15年4月課税期間の消費税等の確定申告書に記載された控除対象仕入税額である。

なお、前記1(2)ア(オ)の「タレントバック」に係る消費税額は、課税仕入れに係る消費税額として控除することはできない。

エ 納付すべき消費税額 (7) 1587万8400円

上記金額は、前記イの金額から前ウの金額を控除した金額(ただし、国税通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

オ 地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑧) 1587万8400円  
上記金額は、地方税法72条の77第2号及び同法72条の82の各規定により、前記エの金額と同額である。

カ 納付すべき譲渡割額 (順号⑨) 396万9600円  
上記金額は、地方税法72条の83の規定により、前記オの地方消費税の課税標準となる消費税額に100分の25の税率を乗じた金額 (ただし、地方税法20条の4の2第3項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの) である。

(3) 平成16年4月課税期間

ア 課税標準額 (④) 8億3016万2000円  
上記金額は、下記(ア)の金額に下記(イ)及び(ウ)の各金額を加算した金額 (ただし、国税通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの) である。

(ア) 申告課税売上額 (①) 7億7084万8085円  
上記金額は、原告の平成16年4月課税期間の消費税等の確定申告書に記載された課税売上額である。

(イ) タレント指名料収入に係る課税売上額 (②) 5011万3334円  
上記金額は、前記1(3)ア(イ)のタレント指名料収入の額5261万9000円 (税込み) に消費税法28条1項に基づき105分の100を乗じて算出した金額である。

(ウ) カラオケチケット収入に係る課税売上額 (③) 920万0953円  
上記金額は、前記1(3)ア(ウ)のカラオケチケット収入の額966万1000円 (税込み) に消費税法28条1項に基づき105分の100を乗じて算出した金額である。

イ 課税標準額に対する消費税額 (⑤) 3320万6480円  
上記金額は、前記アの課税標準額に消費税法29条の規定により100分の4の税率を乗じた金額である。

ウ 控除対象仕入税額 (⑥) 1595万4799円  
上記金額は、消費税法30条1項の規定により、課税標準額に対する消費税額から控除する金額であり、原告の平成16年4月課税期間の消費税等の確定申告書に記載された控除対象仕入税額である。

なお、前記1(3)ア(オ)のタレントバックに係る消費税額は、課税仕入れに係る消費税額として控除することはできない。

エ 納付すべき消費税額 (⑦) 1725万1600円  
上記金額は、前記イの金額から前記ウの金額を控除した金額 (ただし、国税通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの) である。

オ 地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑧) 1725万1600円  
上記金額は、地方税法72条の77第2号及び同法72条の82の各規定により、前記エの金額と同額である。

カ 納付すべき譲渡割額 (⑨) 431万2900円  
上記金額は、地方税法72条の83の規定により、前記オの地方消費税の課税標準となる消費税額に100分の25の税率を乗じた金額である。

3 法人税及び消費税等に係る重加算税

(1) 本件法人税更正処分に伴う重加算税の賦課決定処分の根拠



ア 平成14年4月期

(ア) 重加算税の計算の基礎となるべき税額 933万円

上記金額は、原告が本件法人税更正処分によって新たに納付すべき平成14年4月期の法人税額（本件法人税更正処分の納付すべき税額1015万4900円から、原告の平成14年4月期の確定申告における納付すべき法人税額82万0200円を差し引いた金額。ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(イ) 重加算税の額 326万5500円

上記金額は、国税通則法68条1項の規定により、上記(ア)の金額に100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

イ 平成15年4月期

(ア) 重加算税の計算の基礎となるべき税額 758万円

上記金額は、原告が本件法人税更正処分によって新たに納付すべき平成15年4月期の法人税額（本件法人税更正処分の納付すべき税額1926万0400円から、原告の平成15年4月期の確定申告における納付すべき法人税額1167万2900円を差し引いた金額。ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(イ) 重加算税の額 265万3000円

上記金額は、国税通則法68条1項の規定により、上記(ア)の金額に100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

ウ 平成16年4月期

(ア) 重加算税の計算の基礎となるべき税額 421万円

上記金額は、原告が本件法人税更正処分によって新たに納付すべき平成16年4月期の法人税額（本件法人税更正処分の納付すべき税額817万9100円から、原告の平成16年4月期の確定申告における納付すべき法人税額396万6200円を差し引いた金額。ただし、国税通則法118条3項により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(イ) 重加算税の額 147万3500円

上記金額は、国税通則法68条1項の規定により、上記(ア)の金額に100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

(2) 本件消費税等更正処分に伴う重加算税の賦課決定処分の根拠

ア 平成14年4月課税期間

(ア) 重加算税の計算の基礎となる税額 492万円

上記金額は、国税通則法68条並びに地方税法附則9条の4及び9条の9に基づき、原告が本件消費税等更正処分によって新たに納付すべき消費税等の額（本件消費税等更正処分の納付すべき消費税額1538万4000円及び譲渡割額384万6000円の合計額1923万円から、原告の平成14年4月課税期間の確定申告における納付すべき消費税額1144万1800円及び譲渡割額286万0400円の合計額1430万2200円を差し引いた金額。ただし、国税通則法118条3項により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(イ) 重加算税の額 172万2000円

上記金額は、国税通則法68条1項の規定により、上記(ア)の金額に100分の35の割

合を乗じて算出した金額である。

イ 平成15年4月課税期間

(ア) 重加算税の計算の基礎となる税額 490万円

上記金額は、国税通則法68条並びに地方税法附則9条の4及び9条の9に基づき、原告が本件消費税等更正処分によって新たに納付すべき消費税等の額（本件消費税等更正処分の納付すべき消費税額1587万0300円及び譲渡割額396万7500円の合計額1983万7800円から、原告の平成15年4月課税期間の確定申告における納付すべき消費税額1194万5900円及び譲渡割額298万6400円の合計額1493万2300円を差し引いた金額。ただし、国税通則法118条3項により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(イ) 重加算税の額 171万5000円

上記金額は、国税通則法68条1項の規定により、上記(ア)の金額に100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

ウ 平成16年4月課税期間

(ア) 重加算税の計算の基礎となる税額 293万円

上記金額は、国税通則法68条並びに地方税法附則9条の4及び9条の9に基づき、原告が本件消費税等更正処分によって新たに納付すべき消費税等の額（本件消費税等更正処分の納付すべき消費税額1722万9000円及び譲渡割額430万7200円の合計額2153万6200円から、原告の平成16年4月課税期間の確定申告における納付すべき消費税額1487万9100円及び譲渡割額371万9700円の合計額1859万8800円を差し引いた金額。ただし、国税通則法118条3項により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(イ) 重加算税の額 102万5500円

上記金額は、国税通則法68条1項の規定により、上記(ア)の金額に100分の35の割合を乗じて算出した金額である。

## (別表1)

本件各事業年度の法人税の所得金額及び納付すべき税額

(単位：円)

区分		平成14年4月期	平成15年4月期	平成16年4月期	
申告所得金額		①	3,776,620	37,958,393	15,367,443
加算	タレント指名料収入の金額 仮受消費税額	②	86,671,000 △4,127,190	86,953,000 △4,140,619	52,619,000 △2,505,666
	カラオケチケット収入の金額 仮受消費税額	③	16,847,000 △802,238	16,275,000 △775,000	9,661,000 △460,047
	役員賞与の損金不算入額	④	16,847,000	16,275,000	9,661,000
	計 (②+③+④)	⑤	115,435,572	114,587,381	68,975,287
減算	タレントバックの総額仮払 消費税額	⑥	66,346,300 △3,159,347	66,926,400 △3,186,971	42,545,800 △2,025,990
	役員賞与の支給額	⑦	16,847,000	16,275,000	9,661,000
	雑損失の損金算入額	⑧	3,159,319	3,187,052	2,025,977
	事業税の損金算入額	⑨	—	2,992,900	2,725,700
	計 (⑥+⑦+⑧+⑨)	⑩	83,193,272	86,194,381	54,932,487
所得金額 (①+⑤-⑩)		⑪	36,018,920	66,351,393	29,410,243
法人税額		⑫	10,165,400	19,265,300	8,183,000
所得税額の控除額		⑬	10,443	4,826	3,862
納付すべき法人税額 (⑫-⑬) (100円未満の端数切捨て)		⑭	10,154,900	19,260,400	8,179,100

(別表2)

本件各課税期間の消費税等の課税標準額及び納付すべき税額

(単位：円)

区分			平成14年4月 課税期間	平成15年4月 課税期間	平成16年4月 課税期間	
消費税	申告課税売上額	①	723,163,390	810,638,432	770,848,085	
	加算	タレント指名料収入に係る課税売上額	②	82,543,810	82,812,381	50,113,334
		カラオケチケット収入に係る課税売上額	③	16,044,762	15,500,000	9,200,953
	課税標準額(①+②+③) (1000円未満の端数切捨て)		④	821,751,000	908,950,000	830,162,000
	課税標準額に対する消費税額		⑤	32,870,040	36,358,000	33,206,480
	控除対象仕入税額		⑥	17,484,668	20,479,559	15,954,799
	納付すべき消費税額 (100円未満の端数切捨て)		⑦	15,385,300	15,878,400	17,251,600
地方消費税	地方消費税の課税標準となる消費税額(⑦の金額)		⑧	15,385,300	15,878,400	17,251,600
	納付すべき譲渡割額 (100円未満の端数切捨て)		⑨	3,846,300	3,969,600	4,312,900

## (別表3)

## 本件法人税更正処分等の経緯

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき税額	過少申告加算税	重加算税	
①平成14年4月期	確定申告	平成14年7月1日	3,776,620	820,200	—	—
	更正処分等	平成17年12月27日	37,673,420	10,651,400	—	3,440,500
	異議申立て	平成18年1月26日	3,776,620	820,200	—	—
	異議決定	同年4月26日	(棄却)			
	審査請求	同年5月16日	3,776,620	820,200	—	—
	裁決	平成19年3月27日	36,018,320	10,154,900	—	3,265,500
②平成15年4月期	確定申告	平成15年6月30日	37,958,393	11,672,900	—	—
	更正処分等	平成17年12月27日	67,314,593	19,549,300	—	2,754,500
	異議申立て	平成18年1月26日	39,758,393	12,376,700	70,000	—
	異議決定	同年4月26日	(棄却)			
	審査請求	同年5月16日	37,958,393	11,672,900	—	—
	裁決	平成19年3月27日	66,351,393	19,260,400	—	2,653,000
③平成16年4月期	確定申告	平成16年6月30日	15,367,443	3,966,200	—	—
	更正処分等	平成17年12月27日	29,639,443	8,247,800	—	1,498,000
	異議申立て	平成18年1月26日	16,994,643	4,454,300	48,000	—
	異議決定	同年4月26日	(棄却)			
	審査請求	同年5月16日	15,367,443	3,966,200	—	—
	裁決	平成19年3月27日	29,410,243	8,179,100	—	1,473,500

## (別表4)

本件消費税等更正処分等の経緯

(単位：円)

区分	年月日	課税標準額	納付すべき 消費税額	納付すべき 譲渡割額	過少申告 加算税	重加算税	
①平成 14年 4月 期課 税期 間	確定申告	平成14年7月1日	723,163,000	11,441,800	2,860,400	—	—
	更正処分等	平成17年12月27日	821,718,000	15,384,000	3,846,000	—	1,722,000
	異議申立て	平成18年1月26日	723,163,000	11,441,800	2,860,400	—	—
	異議決定	同年4月26日	(棄却)				
	審査請求	同年5月16日	723,163,000	11,441,800	2,860,400	—	—
	裁決	平成19年3月27日	(棄却)				
②平成 15年 4月 期課 税期 間	確定申告	平成15年6月30日	810,638,000	11,945,900	2,986,400	—	—
	更正処分等	平成17年12月27日	908,747,000	15,870,300	3,967,500	—	1,715,000
	異議申立て	平成18年1月26日	812,438,000	12,017,900	3,004,400	9,000	—
	異議決定	同年4月26日	(棄却)				
	審査請求	同年5月16日	810,638,000	11,945,900	2,986,400	—	—
	裁決	平成19年3月27日	(棄却)				
③平成 16年 4月 期課 税期 間	確定申告	平成16年6月30日	770,848,000	14,879,100	3,719,700	—	—
	更正処分等	平成17年12月27日	829,585,000	17,229,000	4,307,200	—	1,025,500
	異議申立て	平成18年1月26日	772,648,000	14,951,100	3,737,700	9,000	—
	異議決定	同年4月26日	(棄却)				
	審査請求	同年5月16日	770,848,000	14,879,100	3,719,700	—	—
	裁決	平成19年3月27日	(棄却)				

(別表5)

本件各納税告知処分等の経緯 (答弁書別表3の訂正)

(単位:円)

区分・年月日 月分・項目		納税告知処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決	納税告知等取費		
		17・12・27	18・1・26	18・4・26	18・5・16	19・3・27	20・2・15		
平成13年5月分	納付すべき税額	484,500	0	(棄却)	0	(棄却)	/		
	不納付加算税の額	48,000	0		0				
平成13年6月分	納付すべき税額	496,750	0		0				
	不納付加算税の額	49,000	0		0				
平成13年7月分	納付すべき税額	520,200	0		0				
	不納付加算税の額	52,000	0		0				
平成13年8月分	納付すべき税額	505,850	0		0				
	不納付加算税の額	50,000	0		0				
平成13年9月分	納付すべき税額	467,000	0		0			466,300	
	不納付加算税の額	46,000	0		0			46,000	
平成13年10月分	納付すべき税額	446,700	0		0			(棄却)	
	不納付加算税の額	44,000	0		0				
平成13年11月分	納付すべき税額	450,550	0		0				
	不納付加算税の額	45,000	0		0				
平成13年12月分	納付すべき税額	521,600	0		0				
	不納付加算税の額	52,000	0		0				
平成14年1月分	納付すべき税額	489,400	0		0				
	不納付加算税の額	48,000	0		0				
平成14年2月分	納付すべき税額	439,700	0		0	439,000			222,600
	不納付加算税の額	43,000	0		0	43,000			22,000
平成14年3月分	納付すべき税額	518,450	0		0	(棄却)			214,428
	不納付加算税の額	51,000	0		0				21,000
平成14年4月分	納付すべき税額	518,800	0		0			241,464	
	不納付加算税の額	51,000	0		0			24,000	
平成14年5月分	納付すべき税額	513,900	0		0			177,798	
	不納付加算税の額	51,000	0		0			17,000	
平成14年6月分	納付すべき税額	487,300	0		0			242,304	
	不納付加算税の額	48,000	0		0			24,000	
平成14年7月分	納付すべき税額	524,750	0	0	257,304				
	不納付加算税の額	52,000	0	0	25,000				
平成14年8月分	納付すべき税額	529,650	0	0	263,904				
	不納付加算税の額	52,000	0	0	26,000				
平成14年9月分	納付すべき税額	476,800	0	0	235,704				
	不納付加算税の額	47,000	0	0	23,000				
平成14年10月分	納付すべき税額	506,550	0	0	248,304				
	不納付加算税の額	50,000	0	0	24,000				
平成14年11月分	納付すべき税額	486,950	0	0	239,304				
	不納付加算税の額	48,000	0	0	23,000				
平成14年12月分	納付すべき税額	489,750	0	0	239,304				
	不納付加算税の額	48,000	0	0	23,000				

区分・年月日 月分・項目		納税告知処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決	納税告知等取費	
		17・12・27	18・1・26	18・4・26	18・5・16	19・3・27	20・2・15	
平成15年1月分	納付すべき税額	469,100	0	(棄却)	0	(棄却)	229,704	
	不納付加算税の額	46,000	0		0		22,000	
平成15年2月分	納付すべき税額	390,100	0		0		179,904	
	不納付加算税の額	39,000	0		0		17,000	
平成15年3月分	納付すべき税額	405,750	0		0		189,504	
	不納付加算税の額	40,000	0		0		18,000	
平成15年4月分	納付すべき税額	361,600	0		0		160,704	
	不納付加算税の額	36,000	0		0		16,000	
平成15年5月分	納付すべき税額	360,300	0		0		160,704	
	不納付加算税の額	36,000	0		0		16,000	
平成15年6月分	納付すべき税額	158,600	0		0		60,000	
	不納付加算税の額	15,000	0		0		6,000	
平成15年7月分	納付すべき税額	95,100			0		46,000	
	不納付加算税の額	9,000			0		0	
平成15年8月分	納付すべき税額	397,350			0		184,104	
	不納付加算税の額	39,000			0		18,000	
平成15年9月分	納付すべき税額	337,300			0		150,504	
	不納付加算税の額	33,000			0		15,000	
平成15年10月分	納付すべき税額	403,650			0		188,904	
	不納付加算税の額	40,000			0		18,000	
平成15年11月分	納付すべき税額	338,600	8,297,142		0		150,504	
	不納付加算税の額	33,000	829,000		0		15,000	
平成15年12月分	納付すべき税額	418,700			0		202,704	
	不納付加算税の額	41,000			0		20,000	
平成16年1月分	納付すべき税額	345,400			0		160,104	
	不納付加算税の額	34,000			0		16,000	
平成16年2月分	納付すべき税額	325,100			0		321,000	140,904
	不納付加算税の額	32,000			0		32,000	14,000
平成16年3月分	納付すべき税額	—		—	—	—		
	不納付加算税の額	—		—	—	—		
平成16年4月分	納付すべき税額	—		—	—	—		
	不納付加算税の額	—		—	—	—		
合計	納付すべき税額	14,681,800	8,297,142	(棄却)	0	14,676,300	9,168,516	
	不納付加算税の額	1,448,000	829,000		0	1,448,000	897,000	



(別表6)

タレント指名料収入の内訳

(単位：円)

平成14年4月期		平成15年4月期		平成16年4月期	
年月	金額	年月	金額	年月	金額
平成13年5月	6,648,000	平成14年5月	7,667,000	平成15年5月	5,786,000
平成13年6月	6,167,000	平成14年6月	7,499,000	平成15年6月	2,698,000
平成13年7月	7,689,000	平成14年7月	8,365,000	平成15年7月	1,349,000
平成13年8月	7,656,000	平成14年8月	8,468,000	平成15年8月	5,005,000
平成13年9月	7,441,000	平成14年9月	7,491,000	平成15年9月	4,852,000
平成13年10月	7,703,000	平成14年10月	7,533,000	平成15年10月	5,519,000
平成13年11月	6,925,000	平成14年11月	7,121,000	平成15年11月	5,431,000
平成13年12月	7,737,000	平成14年12月	7,070,000	平成15年12月	6,819,000
平成14年1月	7,065,000	平成15年1月	7,085,000	平成16年1月	5,658,000
平成14年2月	6,725,000	平成15年2月	6,467,000	平成16年2月	3,747,000
平成14年3月	7,335,000	平成15年3月	6,468,000	平成16年3月	2,916,000
平成14年4月	7,580,000	平成15年4月	5,719,000	平成16年4月	2,839,000
計	86,671,000	計	86,953,000	計	52,619,000

(別表7)

カラオケチケット収入の内訳

(単位：円)

平成14年4月期		平成15年4月期		平成16年4月期	
年月	金額	年月	金額	年月	金額
平成13年5月	1,392,000	平成14年5月	1,476,000	平成15年5月	1,058,000
平成13年6月	1,427,000	平成14年6月	1,420,000	平成15年6月	600,000
平成13年7月	1,494,000	平成14年7月	1,507,000	平成15年7月	460,000
平成13年8月	1,457,000	平成14年8月	1,534,000	平成15年8月	1,143,000
平成13年9月	1,340,000	平成14年9月	1,376,000	平成15年9月	1,009,000
平成13年10月	1,284,000	平成14年10月	1,455,000	平成15年10月	1,161,000
平成13年11月	1,295,000	平成14年11月	1,399,000	平成15年11月	1,011,000
平成13年12月	1,498,000	平成14年12月	1,407,000	平成15年12月	1,204,000
平成14年1月	1,406,000	平成15年1月	1,348,000	平成16年1月	1,043,000
平成14年2月	1,262,000	平成15年2月	1,125,000	平成16年2月	972,000
平成14年3月	1,502,000	平成15年3月	1,167,000	平成16年3月	
平成14年4月	1,490,000	平成15年4月	1,061,000	平成16年4月	
計	16,847,000	計	16,275,000	計	9,661,000

(別表8)

タレントバックの内訳

(単位：円)

区分	①ポイントバック	②ボーナス	③フードアランス	④ドリンクバック	合計	
平成14年4月期	平成13年5月	1,329,600	1,972,000	1,057,000	897,100	5,255,700
	平成13年6月	1,233,400	1,663,000	1,005,500	892,800	4,794,700
	平成13年7月	1,537,800	2,351,000	1,059,500	983,600	5,931,900
	平成13年8月	1,531,200	2,356,000	1,069,500	810,400	5,767,100
	平成13年9月	1,488,200	2,334,000	1,038,000	786,500	5,646,700
	平成13年10月	1,540,600	2,466,000	1,041,000	831,300	5,878,900
	平成13年11月	1,385,000	2,110,000	962,000	851,400	5,308,400
	平成13年12月	1,547,400	2,485,000	1,045,000	961,300	6,038,700
	平成14年1月	1,413,000	2,017,000	1,056,500	822,100	5,308,600
	平成14年2月	1,345,000	1,842,000	963,000	751,700	4,901,700
	平成14年3月	1,467,000	2,272,000	1,026,500	912,300	5,677,800
	平成14年4月	1,516,000	2,403,000	1,005,000	912,100	5,836,100
	計	17,334,200	26,271,000	12,328,500	10,412,600	66,346,300
平成15年4月期	平成14年5月	1,533,400	2,381,000	1,031,000	905,700	5,851,100
	平成14年6月	1,499,800	2,135,000	1,040,000	895,400	5,570,200
	平成14年7月	1,673,000	2,742,000	1,054,000	958,000	6,427,000
	平成14年8月	1,693,600	2,814,000	1,059,500	964,700	6,531,800
	平成14年9月	1,498,200	2,239,000	1,038,500	903,100	5,678,800
	平成14年10月	1,506,600	2,332,000	1,086,000	983,200	5,907,800
	平成14年11月	1,424,200	2,220,000	874,500	913,800	5,432,500
	平成14年12月	1,414,000	2,211,000	883,500	933,200	5,441,700
	平成15年1月	1,417,000	2,168,000	962,000	891,600	5,438,600
	平成15年2月	1,293,400	2,043,000	762,500	844,500	4,943,400
	平成15年3月	1,293,600	2,329,000	670,000	840,200	5,132,800
	平成15年4月	1,143,800	2,232,000	505,000	689,900	4,570,700
計	17,390,600	27,846,000	10,966,500	10,723,300	66,926,400	
平成16年4月期	平成15年5月	1,157,200	2,254,000	561,500	726,800	4,699,500
	平成15年6月	539,600	818,000	239,000	354,000	1,950,600
	平成15年7月	269,800	341,000	195,500	238,700	1,045,000
	平成15年8月	1,001,000	1,570,000	679,500	772,000	4,022,500
	平成15年9月	970,400	1,432,000	675,000	734,400	3,811,800
	平成15年10月	1,103,800	1,755,000	727,500	875,200	4,461,500
	平成15年11月	1,086,200	1,660,000	720,000	857,300	4,323,500
	平成15年12月	1,363,800	2,477,000	754,000	1,155,500	5,750,300
	平成16年1月	1,131,600	1,686,000	738,500	974,500	4,530,600
	平成16年2月	749,400	1,019,000	615,500	775,100	3,159,000
	平成16年3月	583,200	420,000	713,500	873,000	2,589,700
	平成16年4月	567,800	222,000	738,500	673,500	2,201,800
計	10,523,800	15,654,000	7,358,000	9,010,000	42,545,800	

(別表9)

平成15年8月分 タレントバックの内訳

(単位：円)

	計算期間	ポイントバック		ボーナス	フードアランス		ドリンクバック						合計	
		ポイント数	金額 (P数×@200)		日数	金額 (日数×@500)	ワイン		ワインセット		カクテル			小計
							本数	金額 (本数×@300)	本数	金額 (本数×@900)	本数	金額 (本数×@100)		
B	1日～15日	898	179,600	241,000	276	138,000	180	54,000	88	79,200	97	9,700	142,900	701,500
	16日～31日	1,014	202,800	287,000	320	160,000	176	52,800	73	65,700	91	9,100	127,600	777,400
	小計	1,912	382,400	528,000	596	298,000	356	106,800	161	144,900	188	18,800	270,500	1,478,900
D	1日～15日	906	181,200	303,000	213	106,500	152	45,600	73	65,700	366	36,600	147,900	738,600
	16日～31日	1,035	207,000	376,000	240	120,000	138	41,400	68	61,200	314	31,400	134,000	837,000
	小計	1,941	388,200	679,000	453	226,500	290	87,000	141	126,900	680	68,000	281,900	1,575,600
C	1日～15日	566	113,200	179,000	150	75,000	166	49,800	67	60,300	0	0	110,100	477,300
	16日～31日	586	117,200	184,000	160	80,000	140	42,000	75	67,500	0	0	109,500	490,700
	小計	1,152	230,400	363,000	310	155,000	306	91,800	142	127,800	0	0	219,600	968,000
E	1日～15日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	16日～31日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		5,005	1,001,000	1,570,000	1,359	679,500	952	285,600	444	399,600	868	86,800	772,000	4,022,500

(別表10)

平成15年9月～平成16年2月 ドリンクバックの内訳

(単位：円)

			B	D	C	E	合計
15 ・ 9	ワイン (本数×@300)	本数	378	241	236	0	855
		金額	113,400	72,300	70,800	0	256,500
	ワインセット (本数×@900)	本数	169	131	133	0	433
		金額	152,100	117,900	119,700	0	389,700
	カクテル (本数×@100)	本数	197	685	0	0	882
		金額	19,700	68,500	0	0	88,200
計			285,200	258,700	190,500	0	734,400
15 ・ 10	ワイン (本数×@300)	本数	357	379	267	0	1,003
		金額	107,100	113,700	80,100	0	300,900
	ワインセット (本数×@900)	本数	206	148	165	0	519
		金額	185,400	133,200	148,500	0	467,100
	カクテル (本数×@100)	本数	280	792	0	0	1,072
		金額	28,000	79,200	0	0	107,200
計			320,500	326,100	228,600	0	875,200
15 ・ 11	ワイン (本数×@300)	本数	260	347	237	0	844
		金額	78,000	104,100	71,100	0	253,200
	ワインセット (本数×@900)	本数	217	181	156	0	554
		金額	195,300	162,900	140,400	0	498,600
	カクテル (本数×@100)	本数	466	589	0	0	1,055
		金額	46,600	58,900	0	0	105,500
計			319,900	325,900	211,500	0	857,300
15 ・ 12	ワイン (本数×@300)	本数	408	402	215	0	1,025
		金額	122,400	120,600	64,500	0	307,500
	ワインセット (本数×@900)	本数	357	261	182	0	800
		金額	321,300	234,900	163,800	0	720,000
	カクテル (本数×@100)	本数	630	650	0	0	1,280
		金額	63,000	65,000	0	0	128,000
計			506,700	420,500	228,300	0	1,155,500
16 ・ 1	ワイン (本数×@300)	本数	341	310	164	0	815
		金額	102,300	93,000	49,200	0	244,500
	ワインセット (本数×@900)	本数	270	234	202	0	706
		金額	243,000	210,600	181,800	0	635,400
	カクテル (本数×@100)	本数	350	594	2	0	946
		金額	35,000	59,400	200	0	94,600
計			380,300	363,000	231,200	0	974,500
16 ・ 2	ワイン (本数×@300)	本数	415	455	183	0	1,053
		金額	124,500	136,500	54,900	0	315,900
	ワインセット (本数×@900)	本数	115	228	120	0	463
		金額	103,500	205,200	108,000	0	416,700
	カクテル (本数×@100)	本数	131	294	0	0	425
		金額	13,100	29,400	0	0	42,500
計			241,100	371,100	162,900	0	775,100

(別表11)

本件各月分の源泉所得税の納付すべき税額

(単位：円)

月分	支払金額	源泉徴収税額	月分	支払金額	源泉徴収税額
平成13年5月分	1,392,000	487,200	平成15年1月分	1,348,000	229,704
平成13年6月分	1,427,000	499,450	平成15年2月分	1,125,000	179,904
平成13年7月分	1,494,000	522,900	平成15年3月分	1,167,000	189,504
平成13年8月分	1,457,000	509,950	平成15年4月分	1,061,000	160,704
平成13年9月分	1,340,000	469,000	平成15年5月分	1,058,000	160,704
平成13年10月分	1,284,000	449,400	平成15年6月分	600,000	60,000
平成13年11月分	1,295,000	453,250	平成15年7月分	460,000	46,000
平成13年12月分	1,498,000	524,300	平成15年8月分	1,143,000	184,104
平成14年1月分	1,406,000	492,100	平成15年9月分	1,009,000	150,504
平成14年2月分	1,262,000	222,600	平成15年10月分	1,161,000	188,904
平成14年3月分	1,502,000	214,428	平成15年11月分	1,011,000	150,504
平成14年4月分	1,490,000	241,464	平成15年12月分	1,204,000	202,704
平成14年5月分	1,476,000	177,798	平成16年1月分	1,043,000	160,104
平成14年6月分	1,420,000	242,304	平成16年2月分	972,000	140,904
平成14年7月分	1,507,000	257,304	合計	42,783,000	9,194,216
平成14年8月分	1,534,000	263,904			
平成14年9月分	1,376,000	235,704			
平成14年10月分	1,455,000	248,304			
平成14年11月分	1,399,000	239,304			
平成14年12月分	1,407,000	239,304			